

春日部市一般廃棄物処理基本計画 (令和5年度中間見直し版)

2019年度～2028年度

気づきから行動へ みんなでつくる 循環型のまち



春日部市汚泥再生処理センター（愛称：かんきょうゆめランド）

この施設は、国内初の技術を用いた、最新鋭のし尿処理施設であり、県内で初の試みとなる処理後の汚泥をごみ処理施設の燃料として再利用できるなど、環境に優しい施設です。

春日部市

令和6年3月

目次

第1編 計画の基本的事項	1
第1章 計画改定の趣旨	1
1 計画改定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の目標年度	3
4 計画の構成	3
第2章 関係法令等	4
1 環境・廃棄物・リサイクル関連の法体系	4
2 廃棄物処理計画に関する各種目標値	5
第3章 地域の概要	7
1 人口と世帯の動向	7
2 産業の概要	8
第2編 ごみ処理基本計画	10
第1章 ごみ処理・処分の現況と課題	10
1 ごみ処理・処分の流れ	10
2 ごみ排出量の実績及び性状	13
3 ごみ処理・処分の実績	19
4 ごみ減量化・再生利用の実績	23
5 前計画の検証と課題の整理	25
第2章 基本方針	37
1 基本理念	37
2 基本方針	38
3 市民・事業者・行政の役割と責務	39
4 数値目標	40
第3章 食品ロス削減推進計画	44
1 食品ロスの発生状況	44
2 食品ロス発生量の将来予測	45
3 数値目標	46
第4章 目標達成に向けた施策	47
1 ごみの発生抑制・再使用の推進	48
2 資源化の推進	56
3 安全かつ適正な処理事業の推進	60

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

第3編 生活排水処理基本計画	65
第1章 生活排水処理の現況と課題	65
1 処理の流れ	65
2 生活排水処理の概要	66
3 し尿及び浄化槽汚泥の排出状況	68
4 収集運搬	68
5 処理・処分	69
6 前計画の検証と課題の整理	70
第2章 基本方針	71
1 基本理念	71
2 基本方針	71
3 数値目標	72
4 公共下水道等の将来計画	73
5 処理形態別人口の予測	73
6 し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測	74
第3章 実現のための施策	76
1 生活排水処理の主体	76
2 公共下水道の推進	76
3 合併処理浄化槽の設置の促進	77
4 し尿処理施設の適正な管理	77
5 市民・事業者の主な取組	78
用語集	79

- 注) ・本文中の※印については、用語集に用語の意味を50音順に掲載しています。
- ・生活排水処理基本計画での人口は、実績年度では各年度末人口を使用し、推計年度では、各年度10月1日時点での人口を使用しています。

第1編 計画の基本的事項

第1章 計画改定の趣旨

1 計画改定の背景と目的

春日部市（以下「本市」という。）では、2012年（平成24年）3月に『ごみを減らし、ごみを生かす生活が「あたりまえ」の循環型都市』を目標に掲げ、2012年度（平成24年度）から2026年度までの15年間を計画期間とする春日部市一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定しました。

この間、ゴミニケーションカレンダーの充実、パソコンの無料回収や使用済み小型家電※のピックアップ回収※など、適正な分別排出のための啓発を充実させ、新たな収集方法によるごみの減量化・資源化を図るとともに、焼却灰の再利用、資源選別センターの統廃合を行い、ごみ処理の適正化・合理化を図ってきました。

また、し尿※や浄化槽汚泥※をごみ焼却施設の助燃剤※として再利用することができる汚泥再生処理センターの竣工、ごみ焼却施設の寿命を延ばすための基幹的設備の改良工事に加え、施設内の電力を賄い余剰電力を地域へ還元するため、発電能力を向上させ、地球温暖化防止対策に積極的に取り組んでいるところです。

このような中、循環型社会※の実現を目指した取組により、家庭から排出されるごみの量は年々減少し、前計画で掲げた一部の数値目標を既に達成しました。一方、事業所から排出されるごみの量は、大型商業施設の出店もあり、増加傾向にあります。

更に、東日本大震災を契機として、大規模災害発生時に大量に発生することが予測される廃棄物の適正な処理体制の確保、世界的に関心の高まっている食品ロス※の問題など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く環境は大きく変化してきています。

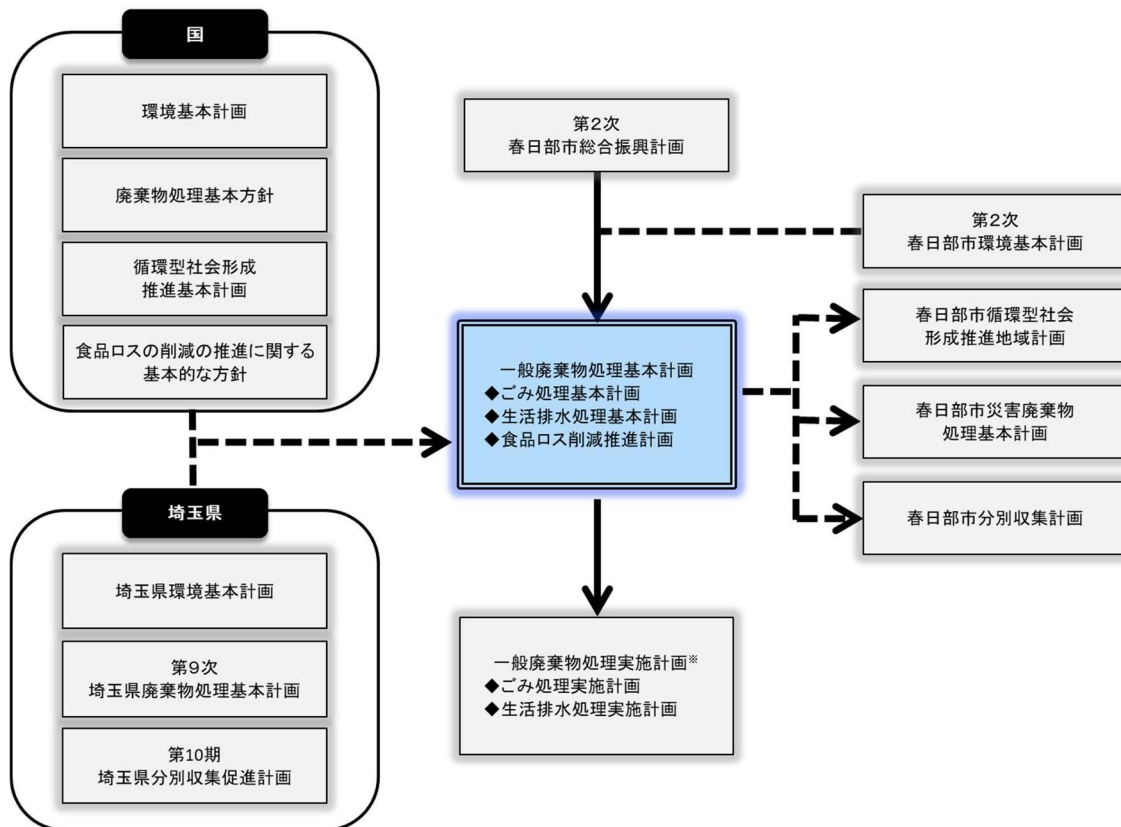
このような現状を踏まえ、新たな課題等への対応を行う必要が生じたことから、前計画を改定し、更なるごみの減量化・資源化、適正な処理を推進し、循環型社会の更なる構築を進めていくため、新たに春日部市一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき、本市の区域内から発生する一般廃棄物[※]の処理に係る長期的、総合的視野に立った基本となる事項について定めたものです。

「第2次春日部市総合振興計画」や「第2次春日部市環境基本計画」、国・埼玉県の計画やその他市の関連計画との整合を図っています。

図 1.1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け



3 計画の目標年度

本計画は、2019年度から2028年度までの10年間を計画期間として、2023年度を中間目標年度、2028年度を最終目標年度とします。

また、中間年度である2023年度に、環境をめぐる社会情勢の変化に対応した効果的な施策とするため、中間見直しを行ったものです。

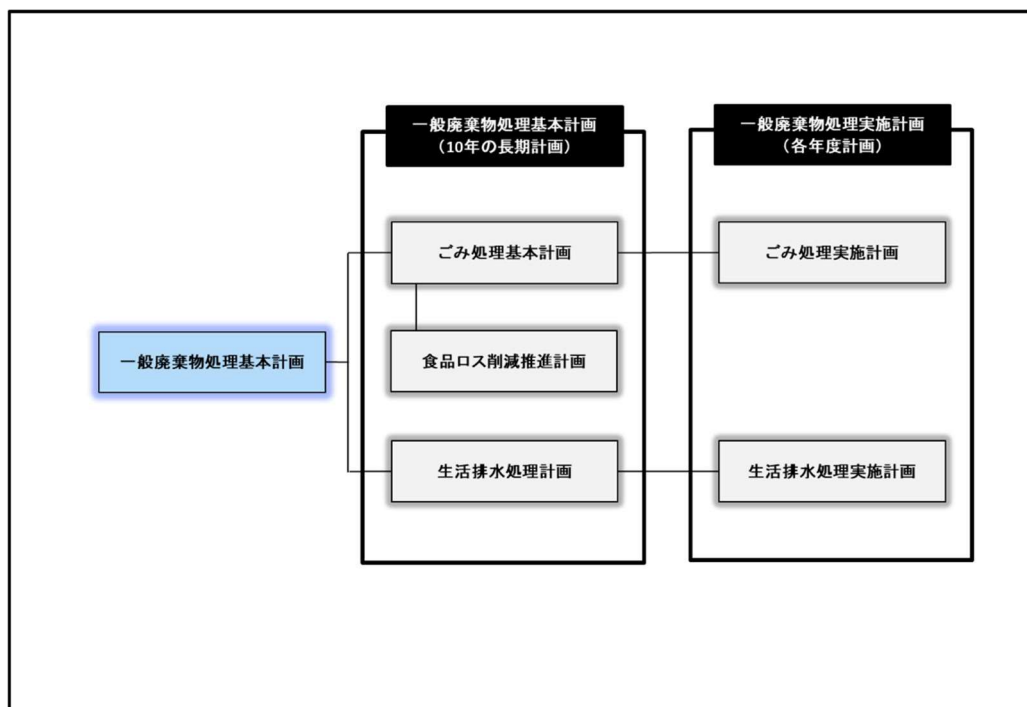
図 1.1-2 計画期間と目標年度



4 計画の構成

本計画は、ごみ処理に関する部分（ごみ処理基本計画及び食品ロス削減推進計画）と生活排水[※]に関する部分（生活排水基本計画）で構成します。

図 1.1-3 計画の構成

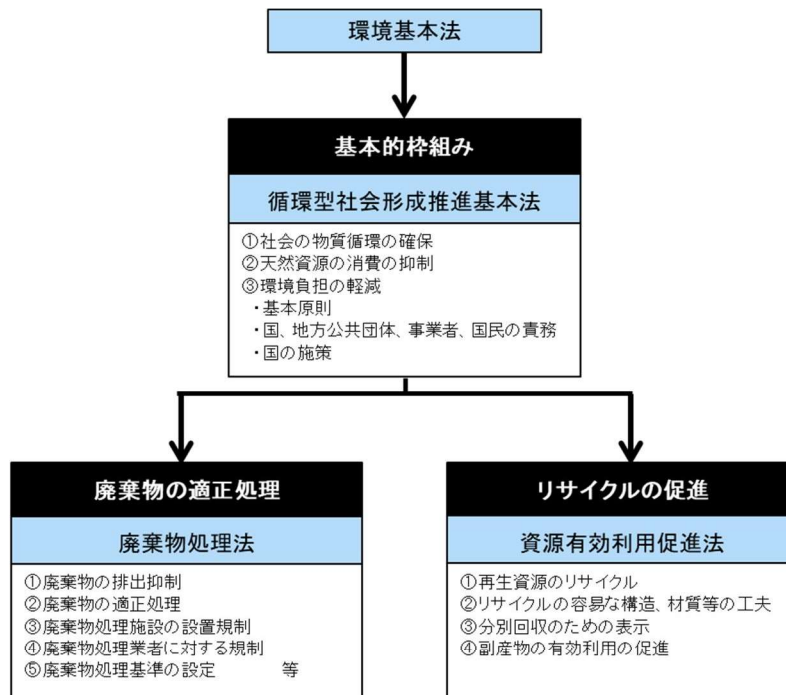


第2章 関係法令等

1 環境・廃棄物・リサイクル関連の法体系

環境・廃棄物・リサイクル関連の法体系を図1.2-1に示します。

図1.2-1 循環型社会の形成の推進のための法体系



個別物品の特性に応じた規制							
容器包装 リサイクル法 ※	家電 リサイクル法 ※	食品 リサイクル法 ※	建設 リサイクル法 ※	自動車 リサイクル法 ※	小型家電 リサイクル法 ※	プラスチック資 源循環促進法 ※	食品ロス削減 推進法※
①容器包装の市町村による分別収集 ②容器の製造・容器包装の利用業者による再商品化	①家電を小売店等が消費者より引取 ②製造業者等による再商品化	①食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物等を再生利用	工事の受注者が ①建築物の分解解体等 ②建築廃材等の再資源化等	①関係業者が使用済自動車の引取、フロン回収、解体、破砕 ②製造業者等がエアバッグ、シュレッダーダストの再資源化、フロンの破壊	①市町村が小型家電を収集し、認定事業者へ引渡 ②認定事業者が分解 ③破砕選別	①プラスチック資源の分別回収の促進 ②再商品化事業者と連携し再商品化計画の作成 ③事業者のみによる再商品化の実施	①食品ロスの削減を総合的に推進

グリーン購入法※
①国等が率先して再生品などの調達を推進

2 廃棄物処理計画に関する各種目標値

各種計画等で定められている廃棄物減量等に関する目標値を表 1.2-1 に示します。

表 1.2-1 各種廃棄物減量等に関する目標値

指標	第四次循環型社会形成推進基本計画 2018年(平成30年)⇒2025年	廃棄物処理法基本方針 2023年(令和5年)⇒2027年	第9次埼玉県廃棄物処理基本計画 2021年(令和3年)⇒2025年	第2次春日部市総合振興計画(後期基本計画) 2023年(令和5年)⇒2027年	第2次春日部市環境基本計画 2016年(平成28年)⇒2027年
排出量(総量)	約850g/人・日 1日1人当たり	約16%削減 総量			
排出量(家庭系)	約440g/人・日 1日1人当たり(資源除く)	440g/人・日 1日1人当たり	440g/人・日 1日1人当たり	633g/人・日 1人1日当たり	52,398t/年 総量 633g/人・日 1人1日当たり
排出量(事業系)			約16%削減 総量(平成30年度比)		12,000t/年 総量
再生利用率		約28%に増加 令和9年度における排出量に対する再生利用の割合			27% 排出量に対する再生利用の割合
最終処分量		約31%削減 総量	28g/人・日 1日1人当たり		3,100t/年 総量

第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められています。第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。

廃棄物処理法基本方針

廃棄物処理法基本方針は、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められています。

2023年（令和5年）6月に変更された廃棄物処理法基本方針（令和5年環境省告示第49号）は、平成28年改正以降、カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等の情勢変化を踏まえた変更がなされています。

第9次埼玉県廃棄物処理基本計画

埼玉県廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、循環型社会の形成に向けた施策を総合的に推進するために定められています。

2021年（令和3年）3月に策定され、2021年（令和3年度）から2025年度の5年間を計画期間としている第9次埼玉県廃棄物処理基本計画は、持続可能で環境にやさしい循環型社会の実現を目指し、①食品ロスの削減、②プラスチック資源の循環的利用の推進、③廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用を、特に重点的に取り組む課題としています。

第2次春日部市総合振興計画 後期基本計画

第2次春日部市総合振興計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層で構成されます。

基本構想は、本市の今後10年間にわたる総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものであり、長期的な視点に立って本市の将来像を示し、これを実現するための基本的な考え方とまちづくりの基本目標を定めたものです。

基本計画は、まちづくりの基本目標に基づいて、施策を体系的に整理し、方向性を示すもので、計画期間は前期・後期に分け、前期基本計画は、計画期間を2023年度（令和5年度）から2027年度までの5年間とし、環境にやさしいまちをつくるため、①ごみ減量・リサイクルの推進、②環境にやさしい持続可能な取組の推進を施策として掲げています。

第2次春日部市環境基本計画

春日部市環境基本計画は、春日部市環境基本条例第10条に基づいて策定される、環境分野における基本的な計画です。

2018年（平成30年）3月に策定され、2018年度（平成30年度）から2027年度の10年間を計画期間とした第2次春日部市環境基本計画は、目指すべき環境像を「自然と人とが共生し 未来につなぐ環境を みんなで育てまもるまち・春日部」と定め、①ごみの減量化・持続可能な資源利用の推進、②不法投棄の防止、環境美化活動※の推進、③ごみの適正処理の推進を施策として掲げています。

第3章 地域の概要

1 人口と世帯の動向

本市の総人口は近年減少傾向となっている一方、世帯数は増加傾向にあります。このことから、世帯当たりの人員は、減少傾向にあります。

また、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）が減少する一方、老年人口（65歳以上）が増加しています。

図 1.3-1 過去10年の人口・世帯数の推移

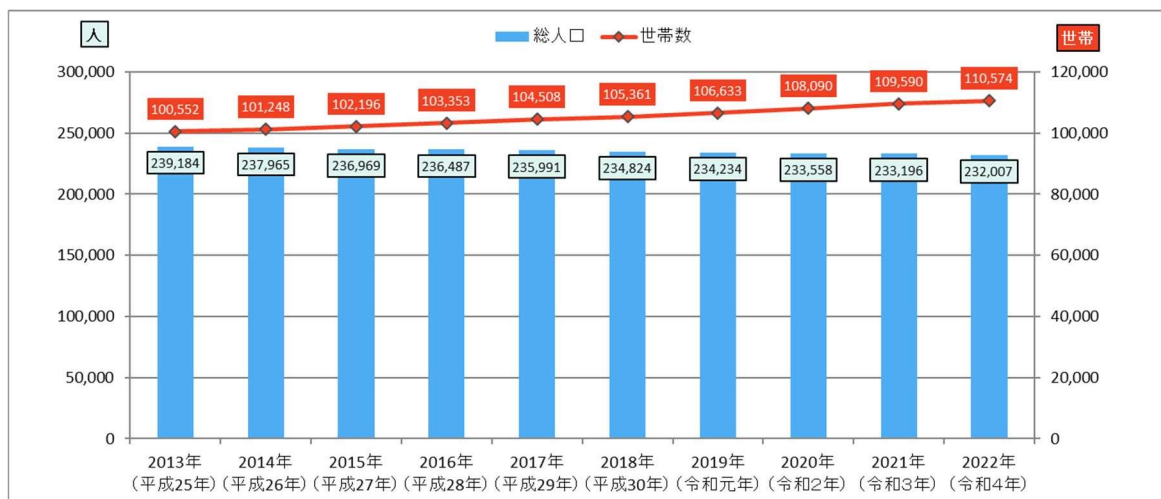
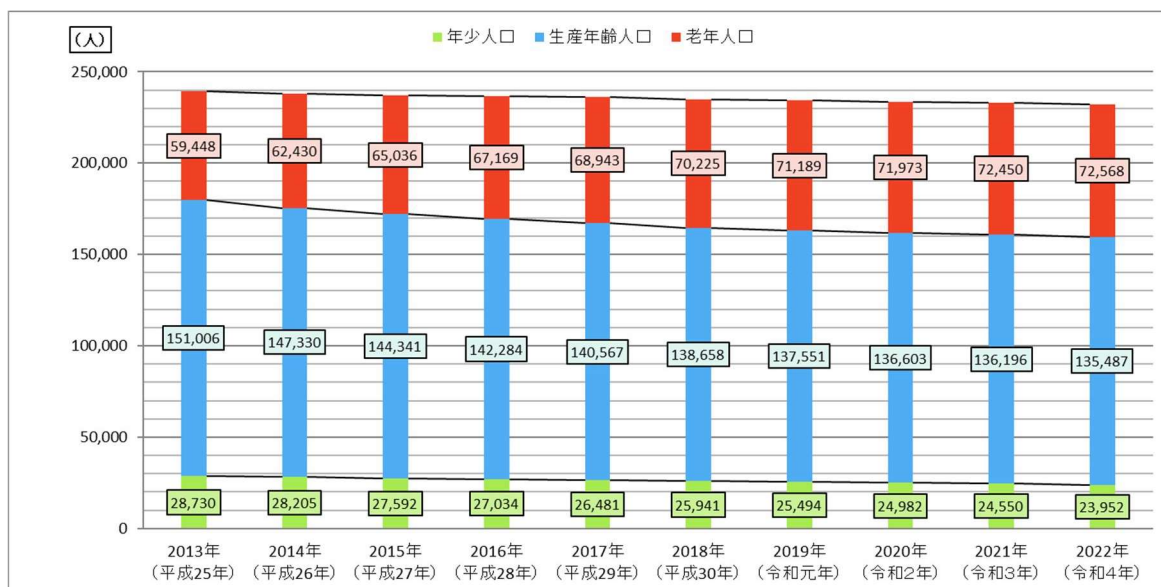


図 1.3-2 過去10年の年齢階層別人口の推移

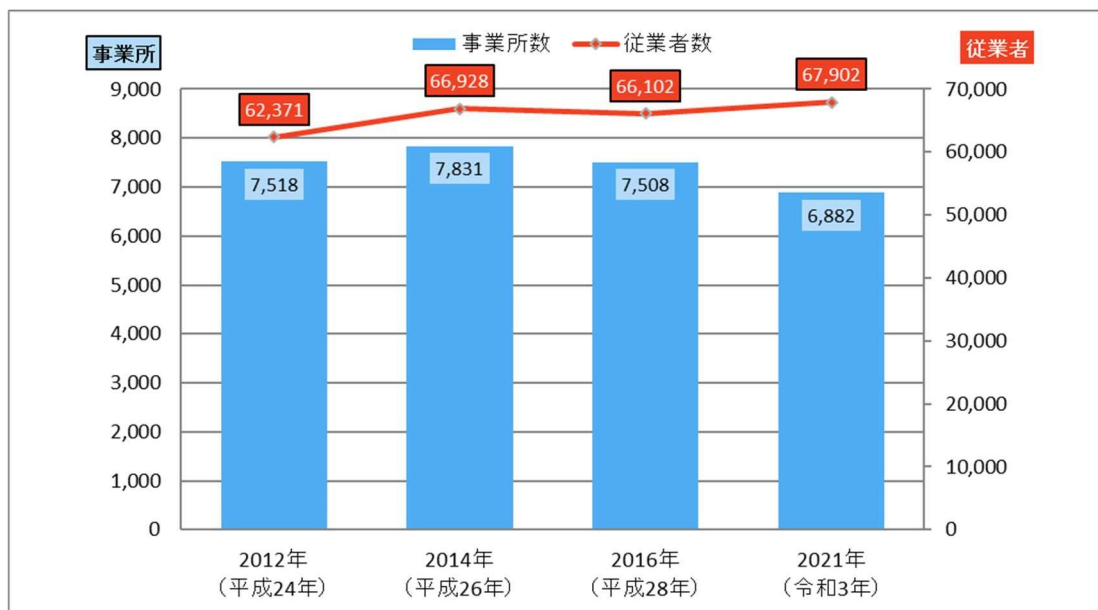


住民基本台帳 各年10月1日現在

2 産業の概要

本市の事業所数及び従業者数の推移を図 1.3-3 及び表 1.3-1 に示します。
 事業所数及び従業者数は、2014年（平成26年）に増加に転じたものの、2016年（平成28年）に再び減少に転じ、2021年（令和3年）には事業所数は引き続き減少するも、従業者数は増加に転じました。

図 1.3-3 事業所及び従業者数の推移



平成24年・・・経済センサス活動調査（基準日2月1日）

平成26年・・・経済センサス基礎調査（基準日：7月1日）

平成28年・令和3年・・・経済センサス活動調査（基準日6月1日）

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

表 1.3-1 産業（大分類）別事業所数・従業者数の推移

産業区分	2012年 (平成24年)		2014年 (平成26年)		2016年 (平成28年)		2021年 (令和3年)	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
農業・林業	17	184	20	234	16	118	15	89
鉱業								
建設業	750	3,966	748	4,052	690	3,735	648	3,625
製造業	647	8,786	648	8,208	615	7,952	533	8,654
電気・ガス・熱供給・水道業	4	322	4	263	5	121	8	168
情報通信業	59	246	51	157	49	180	53	253
運輸業	136	3,760	156	3,978	144	4,056	171	5,113
卸売・小売業	1,839	14,775	1,974	16,388	1,854	16,461	1,609	14,692
飲食店・宿泊業	943	6,552	988	7,249	971	7,276	813	6,137
金融・保険業	106	1,665	102	1,730	105	1,713	99	1,643
不動産業	588	2,012	559	1,911	508	1,710	489	2,163
医療・福祉	490	8,929	604	10,526	615	11,366	633	14,595
教育・学習支援	312	2,075	328	2,131	330	2,182	280	2,190
複合サービス事業	26	223	26	552	26	190	23	176
サービス業（他に分類されないもの）	392	4,193	390	4,683	378	4,337	412	4,201
学術研究専門・技術サービス業	286	1,159	299	1,195	294	1,356	311	1,434
生活関連サービス業・娯楽業	923	3,524	934	3,671	908	3,349	785	2,769
計	7,518	62,371	7,831	66,928	7,508	66,102	6,882	67,902

平成24年・・・経済センサス活動調査（基準日2月1日）

平成26年・・・経済センサス基礎調査（基準日：7月1日）

平成28年・令和3年・・・経済センサス活動調査（基準日6月1日）

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理・処分の現況と課題

1 ごみ処理・処分の流れ

1) 排出方法

一般家庭から排出される家庭系ごみの排出方法を表 2.1-1 に示します。

ごみの排出方法は、可燃ごみ、不燃ごみ、びん・かん・ペットボトル、有害・危険ごみ、紙・布、粗大ごみ等の5種18分別となっています。

事務所や商店等の事業活動に伴って排出される事業系ごみは、すべて事業者処理責任があるため、市で収集を行っていません。事業者は、市の処理施設へ直接搬入又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集依頼をしなければなりません。

表 2.1-1 ごみの排出方法（2023年度（令和5年度）現在）

種類別	分別区分	収集頻度	排出方法
可燃ごみ	可燃ごみ	週3回	透明又は白色半透明の袋
不燃ごみ	不燃ごみ	不燃ごみ	月2回 透明又は白色半透明の袋
		小型家電	月2回 袋に入れずそのまま
資源物	びん・かん・ペットボトル	びん・ペットボトル	月2回 指定コンテナ(集積所に配布)
		かん	月2回 指定コンテナ(集積所に配布)
	紙・布	新聞紙・チラシ	月2回 紐で十字に縛る
		雑誌	月2回 紐で十字に縛る
		段ボール	月2回 紐で十字に縛る
		雑紙	月2回 紐で十字に縛る又は紙袋に入れる
		紙パック	月2回 紐で十字に縛る
		古繊維類	月2回 透明又は白色半透明の袋
有害・危険ごみ	有害ごみ	乾電池	月2回 赤色コンテナ
		水銀体温計	月2回 赤色コンテナ
		蛍光灯	月2回 赤色コンテナ
	危険ごみ	カセット式ガスボンベ・スプレー缶	月2回 赤色コンテナ
		使い捨てライター	月2回 赤色コンテナ
		リチウムイオン電池製品	月2回 赤色コンテナ
粗大ごみ	一辺が50cmを超え2m未満の大型ごみ	随時	各戸電話申込(有料) 施設直接搬入(有料)
排出時間			収集日の朝8時まで
排出場所			集積所(地域住民が指定する場所)

5種:①可燃ごみ ②不燃ごみ ③資源物 ④有害・危険ごみ ⑤粗大ごみ

18分別:①可燃ごみ ②不燃ごみ ③小型家電 ④びん・ペットボトル ⑤かん ⑥新聞・チラシ ⑦雑誌 ⑧段ボール ⑨雑紙 ⑩紙パック

⑪古繊維類 ⑫乾電池 ⑬水銀体温計 ⑭蛍光灯 ⑮カセット式ガスボンベ・スプレー缶 ⑯使い捨てライター ⑰粗大ごみ

⑱リチウムイオン電池製品

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

2) ごみ処理料金

本市のごみ処理手数料を表 2. 1-2 に示します。

表 2. 1-2 ごみ処理手数料（2023 年度（令和 5 年度）現在）

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ (定額制)	粗大ごみ (品目制)	粗大ごみ (多量排出)
家庭系	無料※	無料※	戸別収集 500円/品※	スプリング入りマットレス 2,000円/品	戸別収集 5,000円/2t車1台
事業系	210円/10kg	210円/10kg	210円/10kg	-	-

※直接搬入する場合は、事業系に同じ。

3) ごみ処理体制

分別区分ごとの処理概要を表 2. 1-3 に示します。

表 2. 1-3 分別区分ごとの処理概要

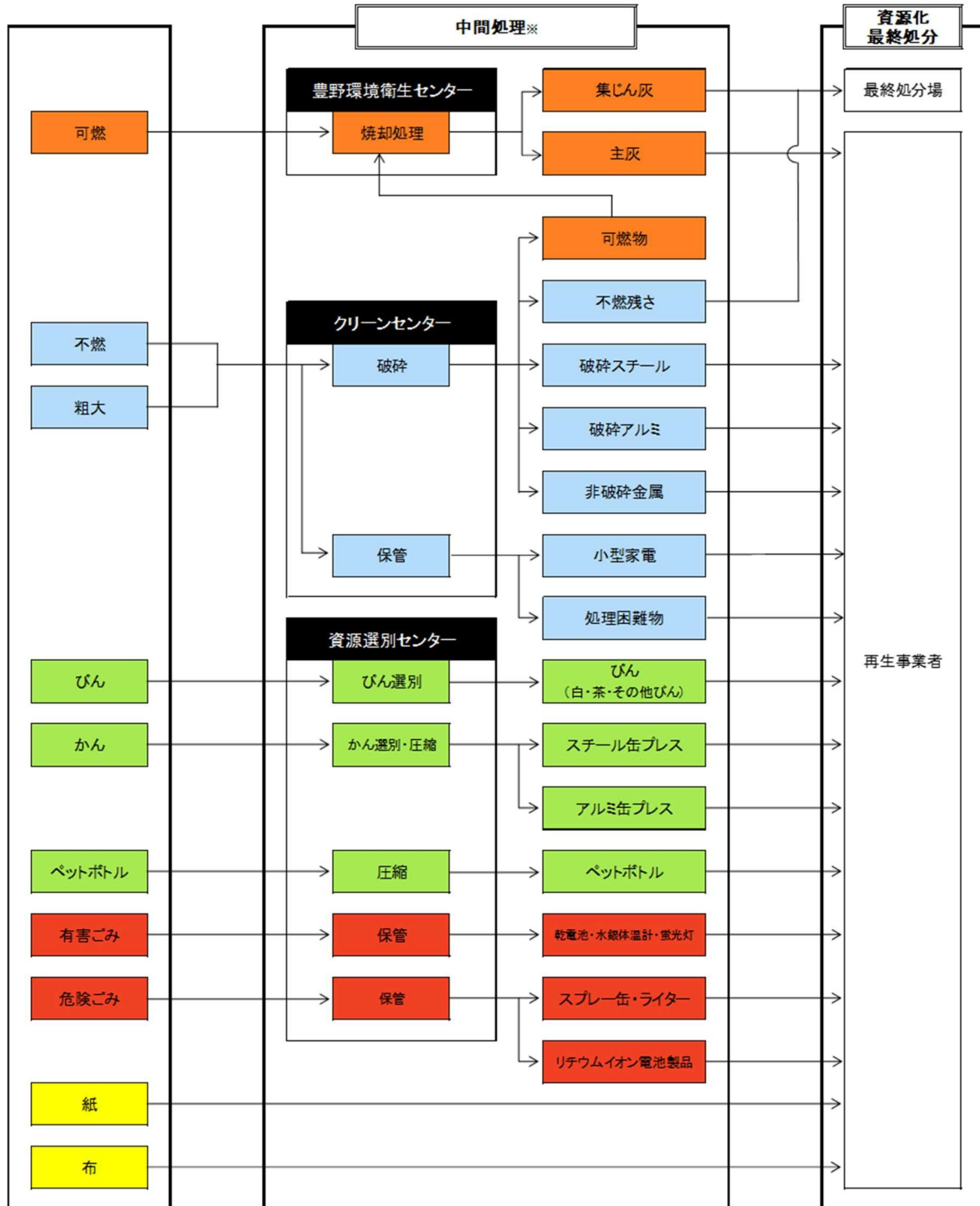
分別区分	処理概要
可燃ごみ	収集後、豊野環境衛生センターで焼却処理され、焼却残さ※のうち主灰※はセメントや人工砂として再生利用(資源化)されます。また、焼却残さのうち、集じん機によって集められた集じん灰※は民間の最終処分場※で埋立処分されています。
不燃ごみ 粗大ごみ	収集後、クリーンセンターに搬入し、小型家電と処理困難物を保管した後、破碎処理し、可燃物、不燃残さ、破碎スチール、破碎アルミ、非破碎金属に選別しています。可燃物は豊野環境衛生センターへ搬入し焼却処理されます。不燃残さは県及び民間の最終処分場で埋立処分されます。その他のものは民間業者に委託し再生利用(資源化)されます。
びん・かん・ペットボトル	収集後、資源選別センターに搬入し、缶は選別機にかけ、スチール缶とアルミ缶に分けてプレスしています。びんは手作業で生きびん(リターナブルびん)、白びん、茶びん、その他びんに選別します。ペットボトルは減容機で圧縮してペール※化しています。スチール缶とアルミ缶は民間業者に売却し再生利用(資源化)されます。生きびん(リターナブルびん、)白びん及び茶びんは民間業者に売却し再生利用(資源化)されます。その他びん及びペットボトルは公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託し再生利用(資源化)されます。
有害・危険ごみ	収集後、「乾電池」「水銀体温計」「蛍光灯」「カセット式ガスボンベ・スプレー缶」「使い捨てライター」「リチウムイオン電池製品」があり、収集後、資源選別センターに搬入し、民間業者に委託し再生利用(資源化)されます。
紙・布	収集後、直接問屋に持ち込み、再生利用(資源化)されます。

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

4) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図 2.1-1 に示します。

図 2.1-1 ごみ処理フロー（2023 年度（令和 5 年度）現在）



2 ごみ排出量の実績及び性状

1) ごみ総排出量

(1) 年間ごみ総排出量

本市の年間ごみ総排出量（家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団資源回収※）は、減少傾向にあります。2022年度（令和4年度）では、全体の約69%が家庭系ごみ、約28%が事業系ごみとなっています。

図 2.1-2 年間ごみ総排出量の推移

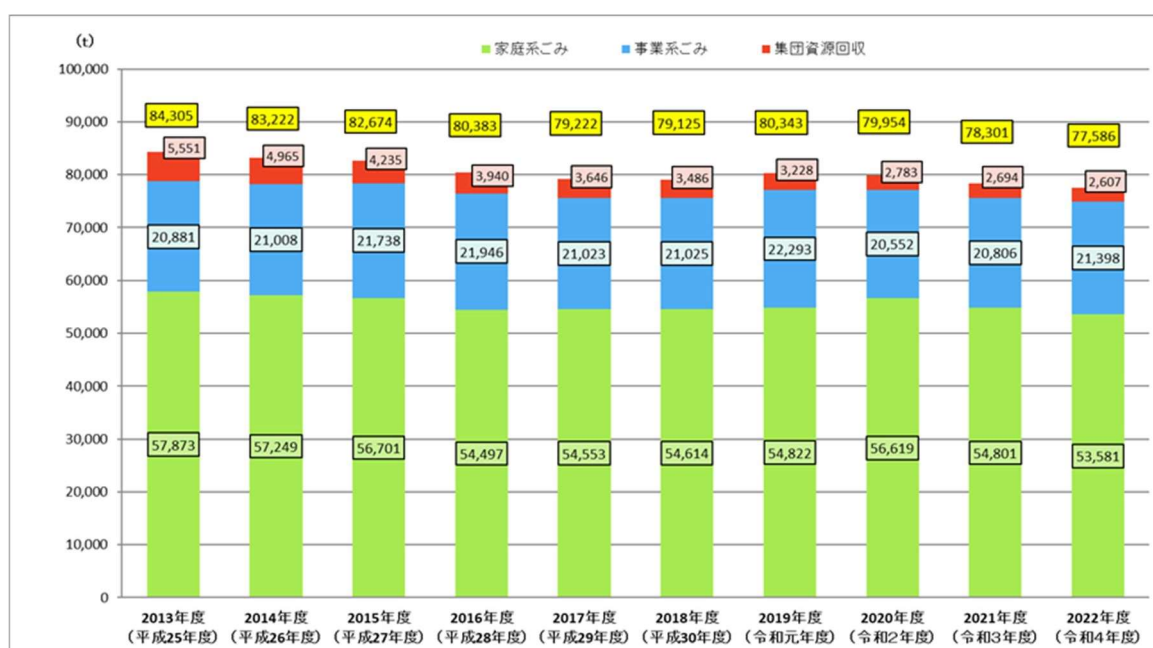


表 2.1-4 年間ごみ総排出量の実績

	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
総排出量	84,305	83,222	82,674	80,383	79,222	79,125	80,343	79,954	78,301	77,586
家庭系ごみ	57,873	57,249	56,701	54,497	54,553	54,614	54,822	56,619	54,801	53,581
事業系ごみ	20,881	21,008	21,738	21,946	21,023	21,025	22,293	20,552	20,806	21,398
集団資源回収	5,551	4,965	4,235	3,940	3,646	3,486	3,228	2,783	2,694	2,607

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

（2）1人1日当たりのごみ排出量

年間ごみ総排出量（家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団資源回収）を人口と年間の日数（365日又は366日）で除した1人1日当たりのごみ排出量は、減少傾向にあります。

2013年度（平成25年度）から2022年度（令和4年度）にかけて49.5g/人日（約5%）減少しています。

図 2.1-3 1人1日当たりのごみ排出量の推移

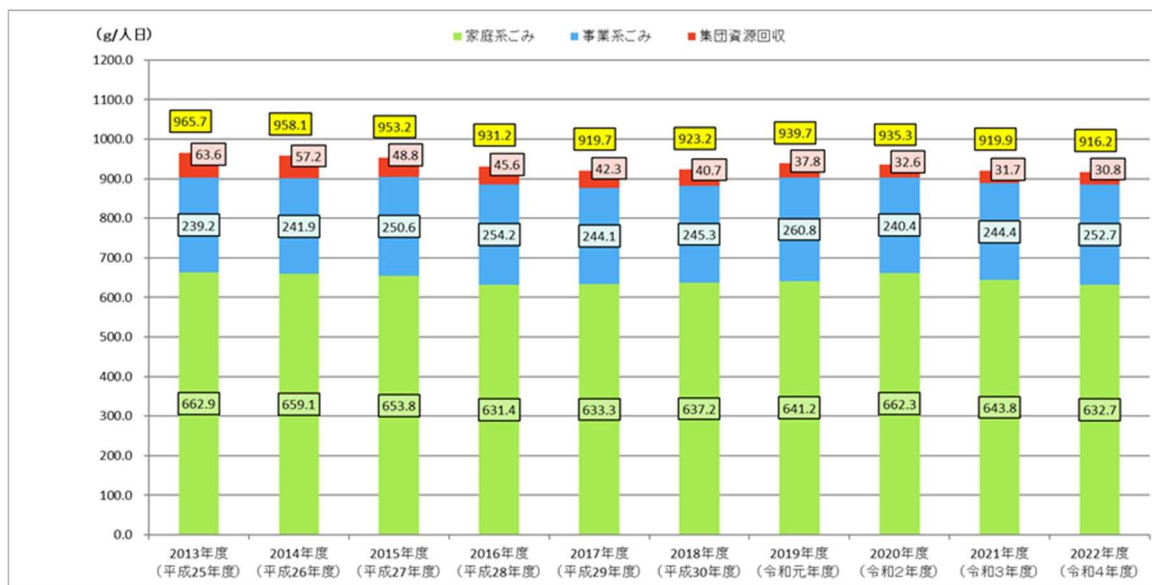


表 2.1-5 1人1日当たりのごみ排出量の実績

	(単位:g/人日)									
	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
家庭系ごみ	662.9	659.1	653.8	631.4	633.3	637.2	641.2	662.3	643.8	632.7
事業系ごみ	239.2	241.9	250.6	254.2	244.1	245.3	260.8	240.4	244.4	252.7
集団資源回収	63.6	57.2	48.8	45.6	42.3	40.7	37.8	32.6	31.7	30.8
合計	965.7	958.1	953.2	931.2	919.7	923.2	939.7	935.3	919.9	916.2

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

2) 家庭系ごみ排出量

(1) 年間家庭系ごみ排出量

年間家庭系ごみ排出量は、減少傾向にあります。

全体の約8割を可燃ごみが占めています。

図 2.1-4 年間家庭系ごみ排出量の推移

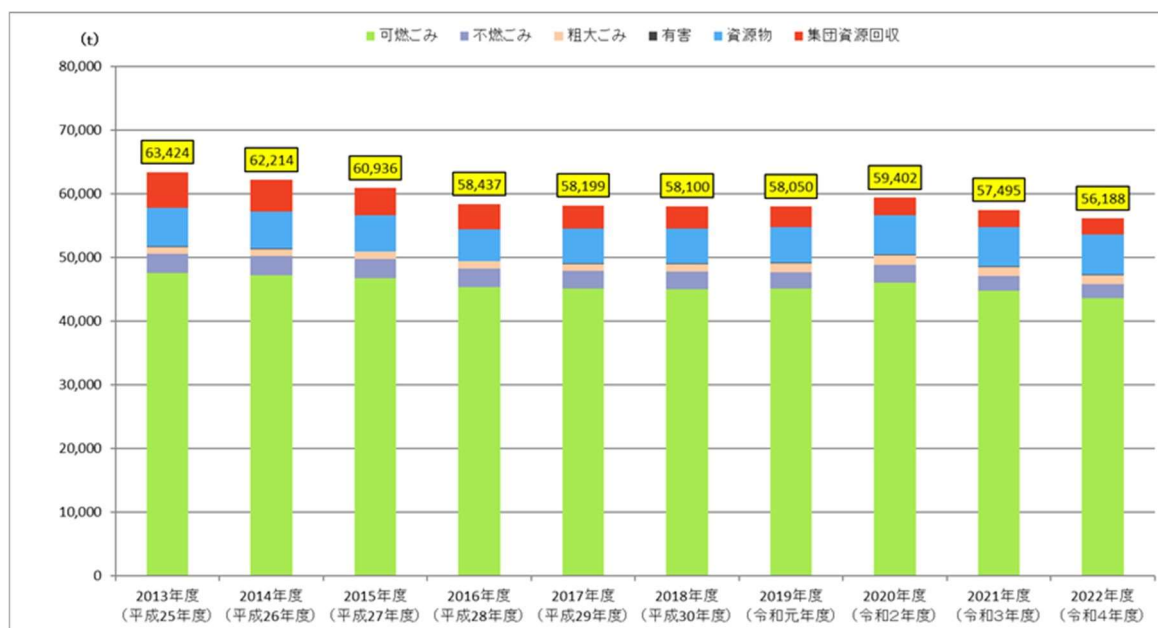


表 2.1-6 年間家庭系ごみ排出量の実績

	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
可燃ごみ	47,627	47,214	46,772	45,423	45,163	44,985	45,094	46,115	44,752	43,684
不燃ごみ	2,999	3,076	3,062	2,915	2,760	2,819	2,665	2,801	2,336	2,131
粗大ごみ	1,033	1,035	1,086	1,071	1,117	1,235	1,344	1,509	1,478	1,432
有害	84	89	77	83	86	82	85	82	73	80
資源物	6,130	5,835	5,704	5,004	5,427	5,493	5,634	6,112	6,162	6,254
集団資源回収	5,551	4,965	4,235	3,940	3,646	3,486	3,228	2,783	2,694	2,607
合計	63,424	62,214	60,936	58,437	58,199	58,100	58,050	59,402	57,495	56,188

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

（2）1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

年間家庭系ごみ排出量（家庭系ごみ＋集団資源回収）を人口と年間の日数（365日又は366日）で除した1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、減少傾向にあります。

2013年度（平成25年度）から2022年度（令和4年度）にかけて63.0g/人日（約9%）減少しています。これは市民の分別意識の向上や、2020年7月から始まったレジ袋の有料化が影響していると思われます。

図 2.1-5 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

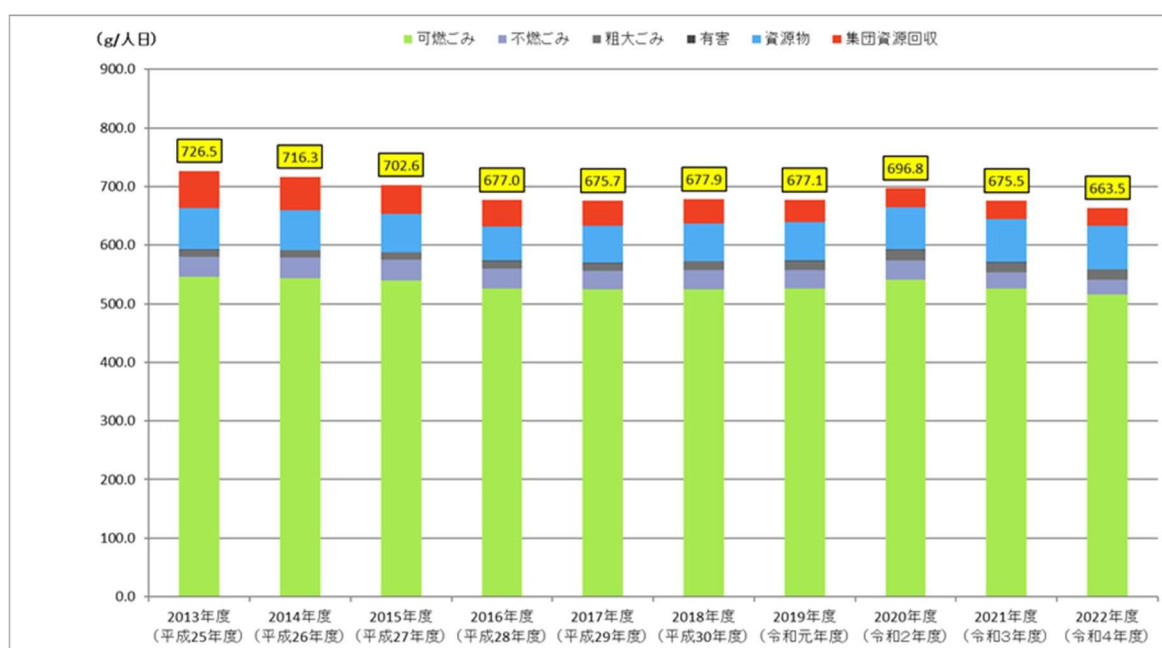


表 2.1-7 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の実績

	(単位:g/人日)									
	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
可燃ごみ	545.5	543.6	539.3	526.2	524.3	524.8	526.0	540.9	525.8	515.9
不燃ごみ	34.4	35.4	35.3	33.8	32.0	32.9	31.1	32.9	27.4	25.2
粗大ごみ	11.8	11.9	12.5	12.4	13.0	14.4	15.7	17.7	17.4	16.9
有害	1.0	1.0	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9
資源物	70.2	67.2	65.8	58.0	63.0	64.1	65.7	71.7	72.4	73.9
集団資源回収	63.6	57.2	48.8	45.6	42.3	40.7	37.7	32.6	31.7	30.8
合計	726.5	716.3	702.6	677.0	675.7	677.9	677.1	696.8	675.5	663.5

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

3) 年間事業系ごみ排出量

年間事業系ごみ排出量は、2013年度（平成25年度）から2022年度（令和4年度）まで全体としては横ばいとなっています。

2020年度（令和2年度）と2021年度（令和3年度）の減少は、新型コロナウイルス感染症による外出機会の減少が影響していると思われます。

図 2.1-6 年間事業系ごみ排出量の推移

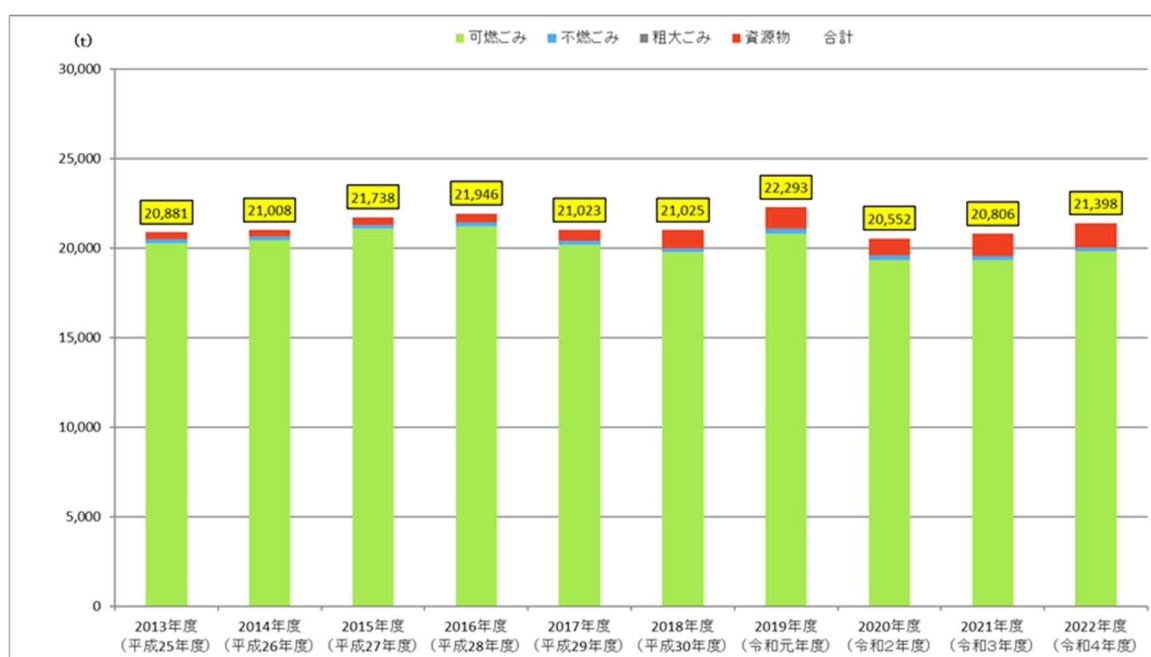


表 2.1-8 年間事業系ごみ排出量の実績

	(単位: t)									
	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
可燃ごみ	20,268	20,470	21,116	21,236	20,224	19,785	20,813	19,340	19,352	19,846
不燃ごみ	216	200	187	201	195	194	263	244	197	181
粗大ごみ	40	29	28	37	34	38	64	34	32	27
資源物	357	309	407	472	570	1,008	1,153	934	1,225	1,344
合計	20,881	21,008	21,738	21,946	21,023	21,025	22,293	20,552	20,806	21,398

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

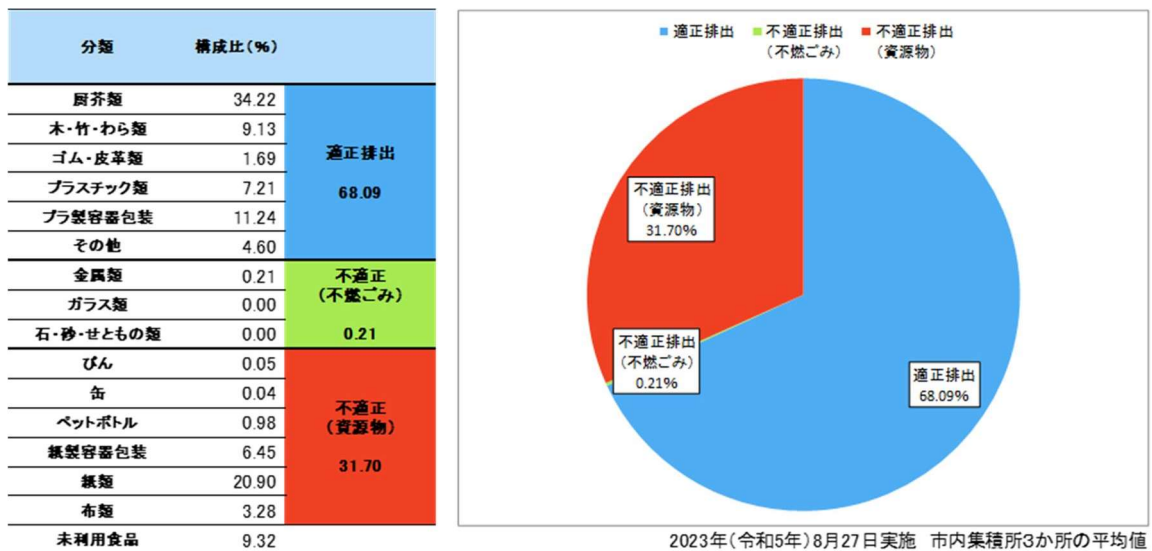
4) ごみの性状

ごみ集積所における2023年（令和5年）の可燃ごみ及び不燃ごみの組成調査結果を、図表2.1-1及び図表2.1-2に示します。

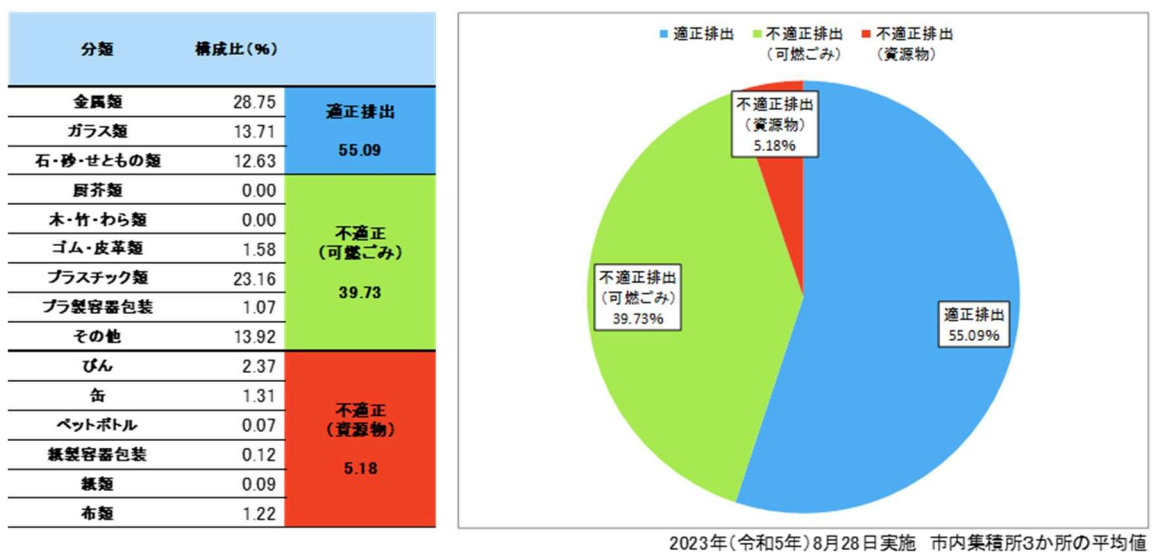
可燃ごみ全体の約34%を厨芥類※が占めています。未利用食品も9.3%含まれています。また、可燃ごみの中には、不燃ごみ及び資源物として排出されるべきものが約36%混入しています。

不燃ごみ全体の約29%を金属類が占めています。また、不燃ごみの中には、可燃ごみ及び資源物として排出されるべきものが約24%混入しています。

図表 2.1-1 可燃ごみ組成調査結果



図表 2.1-2 不燃ごみの組成調査結果



3 ごみ処理・処分の実績

1) 施設の状況

本市のごみ処理施設の概要を表 2.1-9 に示します。また、施設の位置を次項の図 2.1-7 に示します。

表 2.1-9 ごみ処理施設の概要（2024年（令和6年）3月現在）

可燃ごみ処理施設	施設名称	春日部市豊野環境衛生センター	
	所在地	春日部市豊野三丁目6番地	
	焼却能力	133t/日×3炉 計399t/日（常時2炉で焼却）	
	炉形式	全連続焼却式焼却炉	
	処理対象	可燃ごみ	
	余熱利用	3,100kW発電	
	竣工日	1994年（平成6年）3月	
	経過年数 2024年3月現在	30年	
可燃ごみ以外の処理施設	施設名称	春日部市クリーンセンター	
	所在地	春日部市豊野町三丁目9番地1	
	処理対象	不燃ごみ・粗大ごみ	
	処理内容	破碎・選別	
	処理能力	80t/5時間 横型破碎機	
	竣工日	1992年（平成4年）7月	
	経過年数 2024年3月現在	31年	
	施設名称	春日部市資源選別センター	
	所在地	春日部市豊野町三丁目9番地1	
	処理対象	資源物（びん・かん・ペットボトル）、有害・危険ごみ	
処理内容	手選別・磁選別、圧縮・梱包		
処理能力	びん	20t/5時間	
	かん	10t/5時間	
	ペットボトル	5t/5時間	
竣工日	1994年（平成6年）6月		
経過年数 2024年3月現在	29年		

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

図 2.1-7 ごみ処理施設の位置



春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

2) 焼却処理の実績

豊野環境衛生センターにおける焼却処理の実績を図 2.1-8 及び表 2.1-10 に示します。

ごみ総排出量が減少しているため、焼却処理量も近年減少傾向にあります。

また、焼却処理に伴って発生した熱を利用した発電（3,100 kW）によるサーマルリサイクル[※]を行っています。

図 2.1-8 焼却処理量の推移

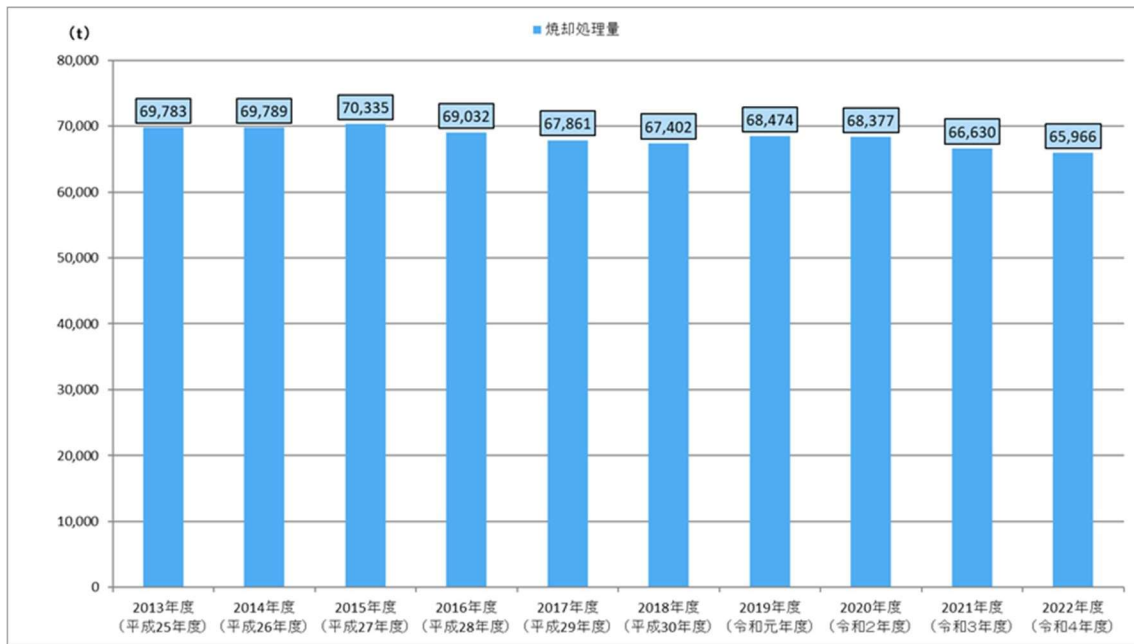


表 2.1-10 焼却処理量の実績

(単位:t)										
	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
焼却処理量	69,783	69,789	70,335	69,032	67,861	67,402	68,474	68,377	66,630	65,966

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

3) 最終処分の実績

本市の最終処分場での焼却残さの埋め立ては、2011年度（平成23年度）に完了しています。現在、焼却残さのうち集じん灰はすべて民間の一般廃棄物最終処分場で埋め立て処分されています。

不燃残さについては、埼玉県環境整備センター及び民間の一般廃棄物最終処分場で埋め立て処分されています。

図 2.1-9 最終処分量の推移

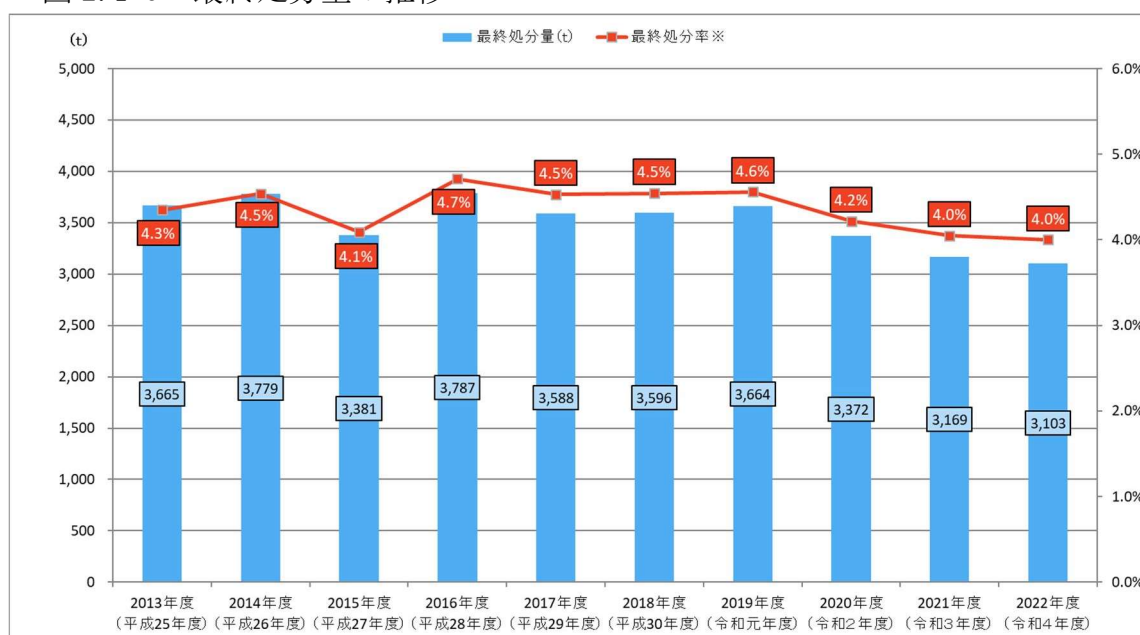


表 2.1-11 最終処分量の実績

	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
最終処分量 (t)	3,665	3,779	3,381	3,787	3,588	3,596	3,664	3,372	3,169	3,103
最終処分率※	4.3%	4.5%	4.1%	4.7%	4.5%	4.5%	4.6%	4.2%	4.0%	4.0%
1人1日当たりの 最終処分量 (g/人日)	42.0	43.5	39.0	43.9	41.7	42.0	42.9	39.4	37.2	36.6

※最終処分率=最終処分量÷ごみ総排出量

4 ごみ減量化・再生利用の実績

1) 集団資源回収団体奨励金の交付

本市では、家庭系ごみの中から再利用が可能な資源物を集団で回収する市民の団体（自治会・PTA等）に対し、1kg当たり2.5円の奨励金を交付しています。

奨励金の対象となるのは、金属類（アルミ缶、スチール缶等）、びん類（酒びん等）、紙類（新聞、チラシ、雑誌、段ボール、牛乳パック等）、布類（古着、布等）です。

2018年度（平成30年度）から2022年度（令和4年度）にかけて集団資源回収量が約25%減少しています。これは、団体構成員の高齢化に伴う回収量の減少等が影響していると思われます。

図 2.1-10 集団資源回収の推移

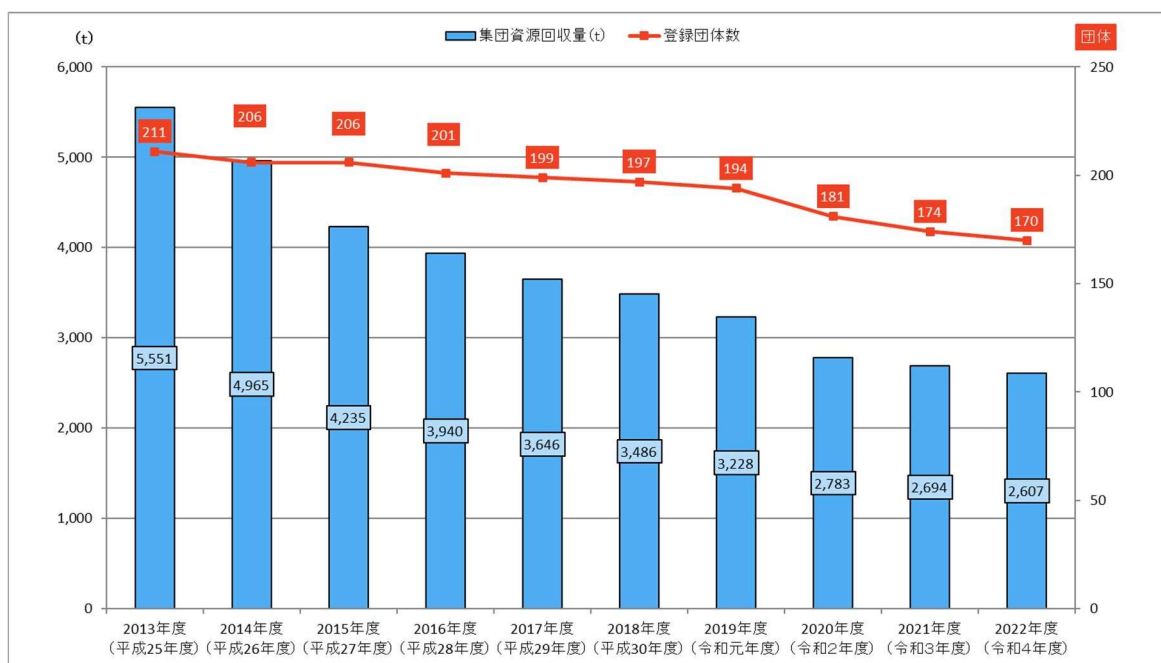


表 2.1-12 集団資源回収の実績

	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
登録団体数	211	206	206	201	199	197	194	181	174	170
集団資源回収量(t)	5,551	4,965	4,235	3,940	3,646	3,486	3,228	2,783	2,694	2,607

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

2) 資源化量・資源化率

資源化量・資源化率は、2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）にかけて資源化量・資源化率ともにゆるやかな減少傾向にありました。これは、新聞の発行部数の減少、缶やびんの軽量化等が影響していると思われます。

近年は、資源化量・資源化率ともに横ばいとなっています。

図 2.1-11 資源化量・資源化率の推移

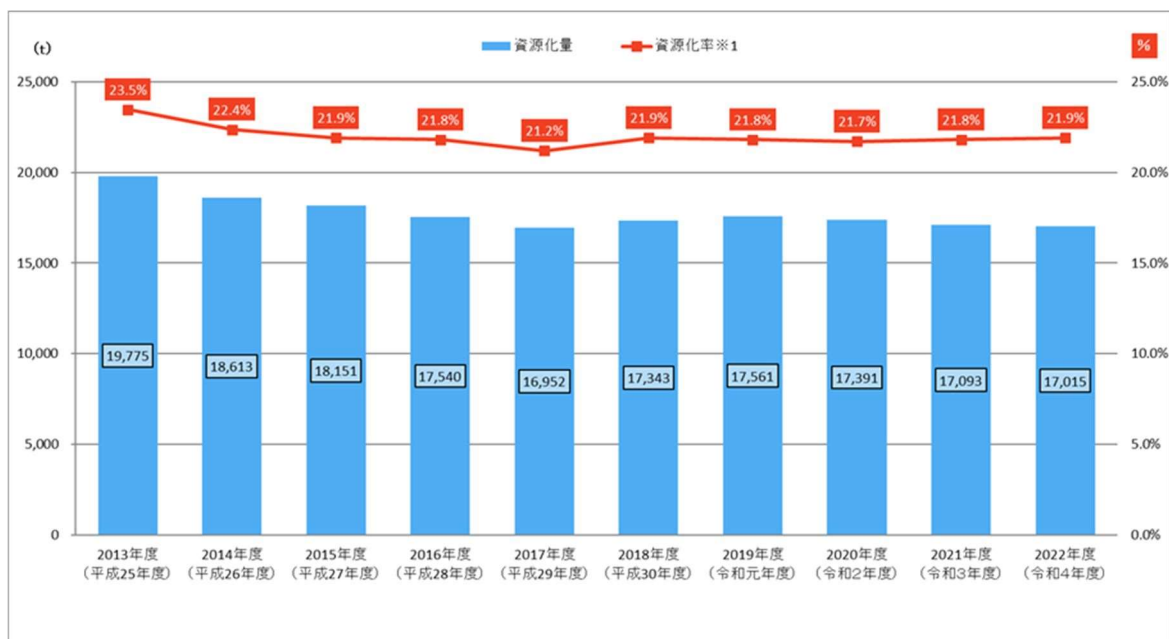


表 2.1-13 資源化量・資源化率の実績

	(単位:t)									
	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
資源化量	19,775	18,613	18,151	17,540	16,952	17,343	17,561	17,391	17,093	17,015
資源化率※1	23.5%	22.4%	21.9%	21.8%	21.2%	21.9%	21.8%	21.7%	21.8%	21.9%
直接資源化量※2	3,163	2,988	3,346	3,157	3,161	3,808	4,156	4,364	4,471	4,516
再生利用量※3	11,058	10,662	10,570	10,443	10,145	10,044	10,174	10,239	9,918	9,884
集団資源回収	5,551	4,965	4,235	3,940	3,646	3,486	3,228	2,783	2,694	2,607

※1資源化率=資源化量÷ごみ総排出量

※2直接資源化量: 中間処理施設を経ずに資源化された量

※3再生利用量: 中間処理施設で選別等の処理を経て資源化された量

5 前計画の検証と課題の整理

1) 前計画の概要

前計画では『ごみを減らし、ごみを生かす生活が「あたりまえ」の循環型都市』を目指すべき姿に掲げています。また、目指すべき姿の実現に向けて、具体的な数値目標を掲げて、ごみ減量・リサイクルの推進に取り組んでいく必要があることから、4つの数値目標を設定し、達成するための施策として4つの施策展開を総合的に推進していくこととしています。

図 2.1-12 前計画の施策体系

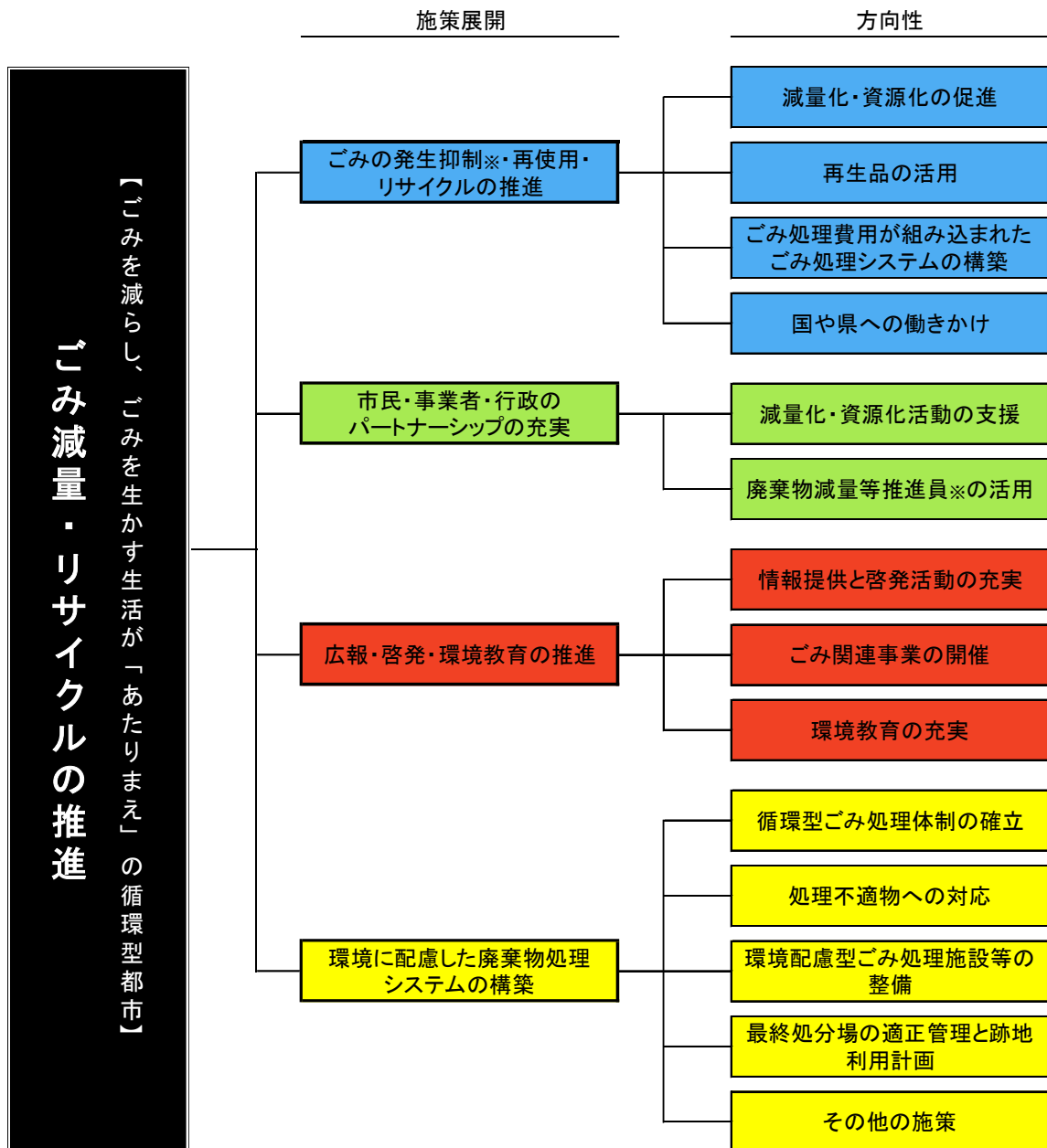


図 2.1-13 前計画のごみ減量等に関する数値目標

ごみ減量等に関する数値目標

1 家庭系ごみ

1人1日当たりごみ排出量を2010年度（平成22年度）の745gに対して、2016年度（平成28年度）までに40g以上減らし700gに、2026年度までに60g以上減らし680gにします。

2 事業系ごみ

年間排出量を2010年度（平成22年度）の21,546tに対して、2016年度（平成28年度）までに600t以上減らし20,900tに、2026年度までに1,500t以上減らし20,000tにします。

3 資源化

ごみ総排出量に対する資源化率を、2016年度（平成28年度）までに23%以上、2026年度までに25%以上にします。

4 最終処分

最終処分量を2010年度（平成22年度）に対して、2016年度（平成28年度）までに60%以上減らし4,000tに、2026年度までに70%以上減らし3,100tにします。

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

2) 施策の実施状況

『ごみを減らし、ごみを生かす生活が「あたりまえ」の循環型都市』を目指し、本市が実施してきた施策は下記の通りです

(1) ごみの発生抑制・再使用・リサイクルの推進

1 減量化・資源化の促進

施策	実施状況	今後の方向性
1-1-1 容器包装廃棄物※の発生抑制	マイバッグの利用や詰め替え用製品を選ぶなど容器包装廃棄物の発生抑制について広報紙やゴミニケーションカレンダー等で啓発しています。	継続
1-1-2 3M運動の推進	マイバッグ・マイボトル・マイはしを3M(スリーエム)と称し、市民へ推奨しています。また、市では毎週水曜日をエコアクションデーとし、市職員が率先して3M運動を実施しています。	継続
1-1-3 家庭での生ごみ堆肥化・利用促進	生ごみ処理容器の購入費用の一部補助を行い堆肥化を推進しています。また生ごみ処理容器の販売店に補助制度のチラシを置き補助制度のPRをしています。生ごみ堆肥化講習会を開催し、堆肥化する方法を市民に学んでもらう機会を提供することで堆肥化を促進しています。	廃止・再検討
1-1-4 使い捨て品の利用軽減	できるだけ長く使えるものを購入し、ごみとなるものを減らすよう啓発しています。割り箸利用を削減するため、市役所本庁舎内食堂や市立病院内食堂で再使用箸を使用してきました。	継続
1-1-5 生ごみ減量化・資源化	生ごみはよく水を切ってから排出するよう啓発しています。親子エコ・クッキング※を開催し、親子で環境について考えるきっかけをつくるとともに生ごみの減量化を図っています。埼玉県が実施する「彩の国エコぐるめ事業」への市内店舗の登録促進をしています。宴会等での食べ残しを減らすため、食べ切りタイムを周知しています。	継続・拡大
1-1-6 植栽剪定枝葉リサイクルの推進	家庭や公共施設から排出された植栽剪定枝葉のチップ化・堆肥化を行い、市民に提供していましたが2011年(平成23年)7月から配布をしていません。	廃止
1-1-7 資源排出先の拡充	市民による集団資源回収に奨励金を交付することで活動の支援をしています。公共施設に牛乳パック、インクカートリッジ、小型家電の回収ボックスを設置し分別排出の機会を増やしています。民間企業と協定を結び、パソコンを含む小型家電の宅配回収を実施しています。	継続

2 再生品の活用

施策	実施状況	今後の方向性
1-2-1 再生品の利用促進	再生品を積極的に利用するようゴミニケーションカレンダーで啓発しています。	継続
1-2-2 廃食油収集支援	民間事業者が実施している廃食油の回収をイベント等で周知しています。廃食油回収事業を周知するためのチラシを作成し、自治会等で協力して下さる団体を募っています。	継続 (R5年8月末廃止)
1-2-3 行政における再生品の活用	「春日部市環境物品などの調達を促すための方針」を策定し、全庁を挙げてグリーン購入を推進しています。	継続

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

3 ごみ処理費用が組み込まれたごみ処理システムの構築

施策	実施状況	今後の方向性
1-3-1 ごみ処理有料化の検討	有料化の導入により、ごみの減量がより一層進むことも考えられますが、市民・事業者・行政の協働によりごみの減量化が進んでいることから、有料化の実施はしてきませんでした。	継続検討
1-3-2 ごみ処理手数料の定期的見直し	2006年度(平成18年度)に事業系ごみ処理手数料を見直し、現在に至ります。	継続検討
1-3-3 廃棄物会計の導入	廃棄物処理会計基準の導入には至っていません。	継続検討

4 国や県への働きかけ

施策	実施状況	今後の方向性
1-4-1 国や県への要望	違法と疑われる廃棄物回収業者について環境省と意見交換を行い、対応マニュアルの策定を求めました。埼玉県に対しても本市の食品ロスの削減等について協力を求めています。	継続

(2) 市民・事業者・行政のパートナーシップの充実

1 減量化・資源化活動の支援

施策	実施状況	今後の方向性
2-1-1 集団資源回収への支援	自治会やPTAが自主的に行う集団資源回収に対し奨励金を交付し、集団資源回収の実施方法や申請方法を記載したマニュアルを配布するなど積極的に支援しています。	継続
2-1-2 事業者への支援	ごみの減量化や資源化に取り組む事業所をエコ・ショップ、エコ・オフィスとして認定する事業を行っていましたが、その役割を終えたことから2018年(平成30年)2月に廃止しました。	廃止・再検討
2-1-3 事業者への指導	多量排出事業者に対して「廃棄物減量等計画書※」の提出を義務づけ、廃棄物の適正処理を促しています。地域のごみ集積所に事業所から出たごみが排出されていた場合、注意、排出方法の指導をしています。豊野環境衛生センターにおいて事業者へ産業廃棄物※を持ち込まないよう啓発するチラシを配布しています。	継続
2-1-4 自主的な活動への支援	かすかべし出前講座やふれあい大学の講義に職員を派遣し、ごみの減量化・資源化や循環型社会について講義を行っています。	継続

2 廃棄物減量等推進員の活用

施策	実施状況	今後の方向性
2-2-1 廃棄物減量等推進員との連携強化	クリーンかすかべ推進員※(廃棄物減量等推進員)を通じて、地域の問題等の情報を共有し、協働して問題の解決に取り組んでいます。クリーンかすかべ推進員を対象とした研修会、施設見学会を実施し、地域活動の支援をしています。	継続

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

（3） 広報・啓発・環境教育の推進

1 情報提供と啓発活動の充実

施策	実施状況	今後の方向性
3-1-1 分かりやすいゴミニケーションカレンダーの作成・配布	ごみの収集日とごみの出し方を一冊にまとめ、フルカラーで見やすく、分かりやすいものを作成しています。ゴミニケーションカレンダーに廃棄物処理業者を中心とする民間企業等の有料広告を掲載し、経費抑制を図るとともに収集業者の情報をお知らせしています。	継続
3-1-2 広報・ホームページなどによる情報提供	ごみ分別区分一覧表、ゴミニケーションカレンダーをホームページにも掲載し、情報提供に努めています。ごみの減量方法や各種助成制度等を広報・ホームページに掲載しPRしています。	継続
3-1-3 啓発活動の充実	外国人向けに7か国語でごみの出し方ガイドブックを作成し、分別区分や排出方法等の周知を図っています。	継続

2 ごみ関連事業の開催

施策	実施状況	今後の方向性
3-2-1 イベント等での啓発強化	市内で行われる祭りやイベント等に出展し、ごみの減量化・資源化の啓発を行うとともに、小型家電回収や廃食油の回収を行っています。	継続
3-2-2 処理施設見学会の充実	市民が誰でも参加できるごみ処理施設見学会を実施しています。	継続

3 環境教育の充実

施策	実施状況	今後の方向性
3-3-1 かすかべし出前講座の活用	かすかべし出前講座でごみの減量化・資源化に関する講義を行っています。	継続
3-3-2 生涯学習人材情報講師登録制度の活用	生涯学習人材情報講師登録制度の公募を行っていますが、ごみの分野で講師登録をしていただいている方はいません。	継続
3-3-3 小・中学校での環境教育の充実	学校が行うごみ処理施設見学会を積極的に受け入れています。埼玉県の職員を講師として招き、小学校で食品ロスに関する授業を行いました。	継続

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

（４） 環境に配慮した廃棄物処理システムの構築

1 循環型ごみ処理体制の確立

施策	実施状況	今後の方向性
4-1-1 廃プラスチックの適正リサイクル	廃プラスチックの分別収集は収集日や費用、施設整備の関係から実施には至っていません。現在は廃プラスチックを焼却処理する際に発電を行いサーマルリサイクルを行っています。	継続検討
4-1-2 資源分別収集品目の追加	小型家電のピックアップ回収を2013年(平成25年)4月から始めています。	継続
4-1-3 焼却残さの資源化	豊野環境衛生センターから発生する焼却残さのうち主灰をセメント原料化・人工砂化し再資源化を図っています。	継続
4-1-4 分別排出の徹底	より分かりやすいゴミニケーションカレンダーを作成することで市民に分別排出を啓発しています。事業者には一般廃棄物収集運搬業者を通じ、ごみの搬入時に分別排出の指導を行っています。	継続
4-1-5 事業系ごみ搬入者に対する検査の強化	事業系ごみ搬入者に対し、抜き打ちで搬入物の検査を行い、指導を行っています。	継続・拡大
4-1-6 安全・安心な収集体制の構築	定期的にごみ収集業者との打ち合わせを行い、市民及び収集作業員の安全を確保できるよう調整・情報共有を行っています。	継続

2 処理不適物への対応

施策	実施状況	今後の方向性
4-2-1 適正処理困難物の処理ルート確保	市で処理できない適正処理困難物については、市民に対して処理業者を紹介し適正に処理できるようにしています。市に持ち込まれた破碎処理困難物は、適正に処理できる業者と契約し処理しています。また、市外業者に処理委託した場合は、所在する自治体と法律に基づく事前協議を行っています。	継続
4-2-2 法律に基づく引取りの推進	家電リサイクル法対象製品(テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫)やパソコン、オートバイ等は市では回収せず、法律に基づいた処理ルートを案内しています。	継続
4-2-3 在宅医療廃棄物の処理	在宅医療廃棄物※のうち、感染性のものや鋭利なものは市での受入れはしていないため、医療機関や調剤薬局へ持ち込むよう周知しています。	継続

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

3 環境配慮型ごみ処理施設等の整備

施策	実施状況	今後の方向性
4-3-1 資源ごみ処理施設の統合	春日部地域と庄和地域でそれぞれ行っていた資源ごみの処理を2016年度（平成28年度）に一元化し、ごみ処理の合理化・効率化を図りました。	完了
4-3-2 不燃・粗大ごみ処理の効率化	2011年（平成23年）4月から春日部地域と庄和地域のクリーンセンターを統合し、ごみ処理の合理化・効率化を図りました。資源選別センター・クリーンセンターで発生する資源物のストック場所の整備を行っています。	完了
4-3-3 廃プラスチックの資源化施設の整備	収集日や費用、施設整備の関係から廃プラスチック資源化施設の整備は行っていません。	継続検討
4-3-4 不燃・粗大・資源ごみ処理施設の延命化	2016年度（平成28年度）に「一般廃棄物処理施設のインフラ長寿命化計画」を策定し、各施設の延命化を実施しています。	継続
4-3-5 ペットボトル減容施設の更新	2012年度（平成24年度）に更新を行いました。	完了
4-3-6 焼却施設の更新	2016年度（平成28年度）に「一般廃棄物処理施設のインフラ長寿命化計画」を策定し、施設の延命化を実施しています。	継続

4 最終処分場の適正管理と跡地利用計画

施策	実施状況	今後の方向性
4-4-1 最終処分量の削減	分別排出・減量化を促進し、焼却残さ（焼却灰）のうち主灰の再資源化を図り最終処分量を削減しています。	継続
4-4-2 最終処分場の適正管理と跡地利用	最終処分場の埋立完了後も定期的な監視と適正な管理を実施しています。最終処分場の跡地については、地元自治会等と協議をした結果、2018年度（平成30年度）から民間事業者に貸し付け、太陽光発電設備が設置されています。	継続

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

5 その他の施策

施策	実施状況	今後の方向性
4-5-1 環境美化の推進	毎年5月に市内一斉清掃を「春のクリーンデー」と称し実施しています。 自治会・ボランティアなどによる市民の自主的な美化活動に対して用具の貸与やごみ袋の支給、ごみの回収などにより支援をしています。	継続・拡大
4-5-2 不法投棄・資源物持ち去り防止対策	不法投棄は埼玉県や警察と連携して監視体制を強化し取り締まりを行っています。 資源物の持ち去りは警察や関係機関と協力し、職員による早朝パトロール、GPSを利用した追跡調査、警察との合同パトロールなどを実施しています。	継続
4-5-3 災害廃棄物処理計画の策定	2015年(平成27年)3月に春日部市災害廃棄物処理計画を策定しました。	継続
4-5-4 災害廃棄物※の一時仮置き場の確保	過去の災害時の対応事例を踏まえながら、候補地の選定や仮置き場の運用方法等について検討しています。	継続
4-5-5 広域的な連携による災害廃棄物処理体制の確保	他自治体や関係団体、民間の処理事業者等と連携した広域的な処理体制の構築について検討しています。	継続

3) 前計画の数値目標の達成状況

前計画の目標達成状況を表 2.1-15 に示します。

「家庭系ごみ1人1日当たりごみ排出量」及び「最終処分量」は中間目標を達成することができたものの、「事業系ごみ年間排出量」及び「資源化率」は目標を達成することができませんでした。

「事業系ごみ年間排出量」については、基準値である2010年度（平成22年度）よりも増加しました。

「資源化率」については、基準値である2010年度（平成22年度）よりも増加しましたが、目標の達成には至りませんでした。

表 2.1-14 前計画の目標達成状況

数値目標	基準値 2010年度(平成22年度)	前計画の中間目標 2016年度(平成28年度)	前計画の最終目標 2026年度(平成38年度)	実績値 2016年度(平成28年度)
家庭系ごみ1人1日 当たりごみ排出量	745g/人日	700g/人日 達成	680g/人日 達成	677.0g/人日
事業系ごみ 年間排出量	21,546t/年	20,900t/年 未達成	20,000t/年	21,946t/年
資源化率	16.6%	23% 未達成	25.0%	21.8%
最終処分量※	10,633t/年	4,000t/年 達成	3,100t/年	3,787t/年

※ 最終処分量には処理困難物を含む

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

4) 全国及び埼玉県との比較

(1) 1人1日当たりのごみ排出量

本市における1人1日当たりのごみ排出量は、2017年度（平成29年度）までは全国平均値よりもわずかに下回っていましたが、近年は全国平均値を上回る量まで増加しています。

2021年度（令和3年度）をみると、事業系ごみ排出量が、埼玉県平均値の182g/人日に対し、本市は244.4g/人日となっています。

図2.1-14 埼玉県平均値及び全国平均値との比較(1人1日当たりのごみ排出量)

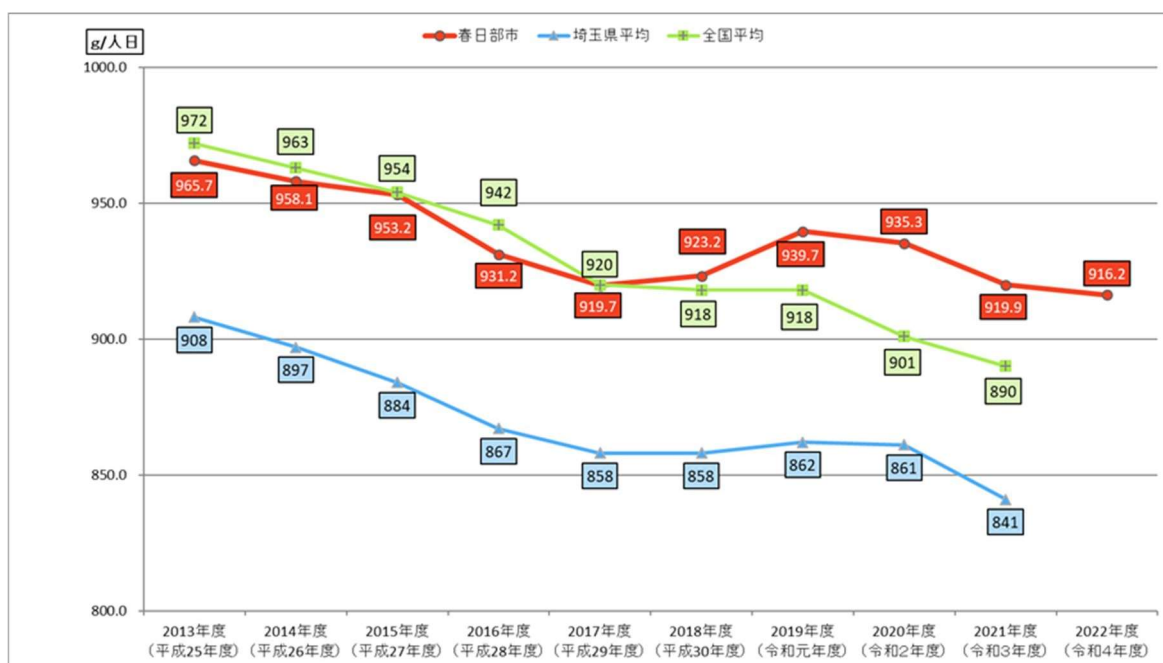


表2.1-15 埼玉県平均値及び全国平均値との比較(1人1日当たりのごみ排出量)

	(単位:g/人日)									
	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
春日部市	965.7	958.1	953.2	931.2	919.7	923.2	939.7	935.3	919.9	916.2
家庭系ごみ	662.9	659.1	653.8	631.4	633.3	637.2	641.2	662.3	643.8	632.7
事業系ごみ	239.2	241.9	250.6	254.2	244.1	245.3	260.8	240.4	244.4	252.7
集団資源回収	63.6	57.2	48.8	45.6	42.3	40.7	37.8	32.6	31.7	30.8
埼玉県平均	908	897	884	867	858	858	862	861	841	
家庭系ごみ	653	644	637	623	618	620	625	650	630	
事業系ごみ	204	205	201	200	199	199	201	182	182	
集団資源回収	51	48	46	44	41	39	36	29	29	
全国平均	972	963	954	942	920	918	918	901	890	

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

（2）資源化率

本市における資源化率は、埼玉県平均値と全国平均値との中間程度を推移しています。

図 2.1-15 埼玉県平均値及び全国平均値との比較（資源化率）

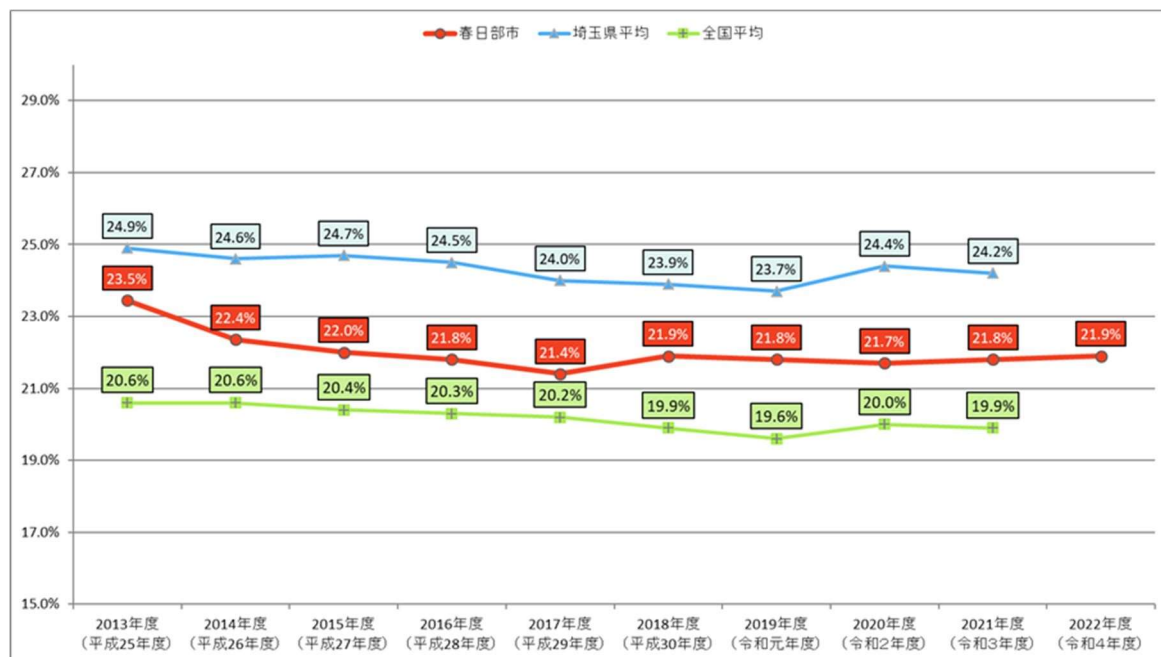


表 2.1-16 埼玉県平均値及び全国平均値との比較（資源化率）

	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
春日部市	23.5%	22.4%	22.0%	21.8%	21.4%	21.9%	21.8%	21.7%	21.8%	21.9%
埼玉県平均	24.9%	24.6%	24.7%	24.5%	24.0%	23.9%	23.7%	24.4%	24.2%	
全国平均	20.6%	20.6%	20.4%	20.3%	20.2%	19.9%	19.6%	20.0%	19.9%	

5) 課題の整理

(1) 減量化・資源化の課題

1 ごみ総排出量の削減

本市のごみ総排出量は減少傾向にありますが、1人1日当たりのごみ排出量は、埼玉県平均値と比較すると、依然高い状況にあります（図2.1-14参照）。そのため、今後もより効果的なごみ減量施策を実施し、ごみ総排出量の更なる削減に努める必要があります。

2 家庭系ごみの減量化の推進

本市におけるごみ総排出量のうち約7割が家庭系ごみです（図2.1-2参照）。そのため家庭ごみの減量化を一層進めるための施策を実施する必要があります。

可燃ごみの約45%を厨芥類が占め（図表2.1-1参照）、その中には、まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる食品ロスが含まれていると考えられます。食品ロスが発生しないよう、食品の購入や消費に対する意識の向上を更に図る必要があります。

また、可燃ごみの中には、紙類と紙製容器包装が約27%含まれている（図表2.1-1参照）ため、分別排出の徹底が課題となります。

3 事業系ごみの減量化の推進

市の処理施設に搬入される事業系ごみには、資源となるはずの紙類等の混入や、産業廃棄物であるプラスチック類の混入が見受けられます。

一般廃棄物収集運搬業者を通じて分別の徹底を引き続き指導・啓発していくとともに、搬入検査の強化をする必要があります。

4 資源化に関する課題

本市の資源化量及び資源化率は、2013年（平成25年）をピークに近年減少傾向にあります（図2.1-15参照）。特に集団資源回収量の減少が顕著であり、活動の活性化を図ることが必要です。

また、可燃ごみの中に含まれる資源物の分別排出の啓発を強化することが必要です。

(2) 収集運搬の課題

1 ごみの収集方法等の検討

ごみの収集方法・収集品目・収集回数等については、ごみの発生状況や社会情勢の変化に対応し、収集効率、費用対効果などを総合的に勘案し、適正かつ効率的な収集運搬体制のあり方について常に検討していく必要があります。

2 高齢化への対応

高齢化の進行により（図 1.3-2 参照）、自らごみを集積所まで運ぶことのできない人が今後増えることが予想されるため、訪問収集件数の増加を見込んだ効率的な収集・運搬体制の構築が必要です。

（3）中間処理の課題

1 計画的な維持管理の推進

本市の中間処理施設はいずれも稼働から 20 年以上が経過し（表 2.1-9 参照）、施設の維持管理・定期修繕・延命化工事には多額の費用を要することから、費用の削減・平準化を進めるとともに、計画的な維持管理等に取り組む必要があります。

2 次期処理施設建設の検討

ごみ処理事業の中核施設である豊野環境衛生センターは、基幹的設備改良工事により、施設の長寿命化を図っていますが、次は建替えが必要になります。

処理施設の建設には、多額の事業費だけでなく、長い期間を要するため、将来の処理体制も見据え、次期処理施設建設の検討を行う必要があります。

3 災害廃棄物への対応

豪雨による水害、大規模な地震等、毎年のように大規模災害が発生しており、処理施設が被災した場合の生活ごみやし尿の処理の継続性の確保や、大量に発生することが予測される災害廃棄物の処理が課題です。

通常のごみ処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、平素よりごみ処理の広域的な連携体制を築いていく必要があります。

（4）最終処分の課題

1 最終処分量の削減

本市の最終処分量及び最終処分率は近年横ばい状態です（図 2.1-9 参照）。国内の最終処分場の残余容量は減少し続けているため、最終処分量の削減に向け、ごみの減量と資源化の更なる推進が必要です。

2 適正な最終処分の実施

本市の最終処分場は 2011 年度（平成 23 年度）に埋め立てを完了しているため、焼却灰のうち集じん灰は県外の最終処分場に、不燃残さは埼玉県営施設及び県外の最終処分場に埋め立てを行っています。今後も安全かつ適正な最終処分を継続するために最終処分先の確保が必要です。

第2章 基本方針

1 基本理念

前計画では、『ごみを減らし、ごみを生かす生活が「あたりまえ」の循環型都市』を基本理念として3Rの推進や適正処理に取り組み、一定の成果が見られています。

また、本市では2007年（平成19年）3月に春日部市環境基本条例を制定し、2009年（平成21年）4月には、「自然と調和した春日部市」を目指し、春日部市環境都市宣言を行い、第2次春日部市環境基本計画では目指すべき環境像を「自然と人とが共生し 未来につなぐ環境を みんなで育てまもるまち・春日部」と設定しています。

そこで、前計画の基本理念を引き継ぎつつ、環境基本計画の目指すべき環境像を踏まえ、環境問題をより身近に考え、自らの生活とのつながりに気付き、自ら進んで行動に移し、未来につながる循環型社会をみんなで作ることを目指し、本計画の基本理念を次のとおり設定します。

気づきから行動へ みんなでつくる 循環型のまち

2 基本方針

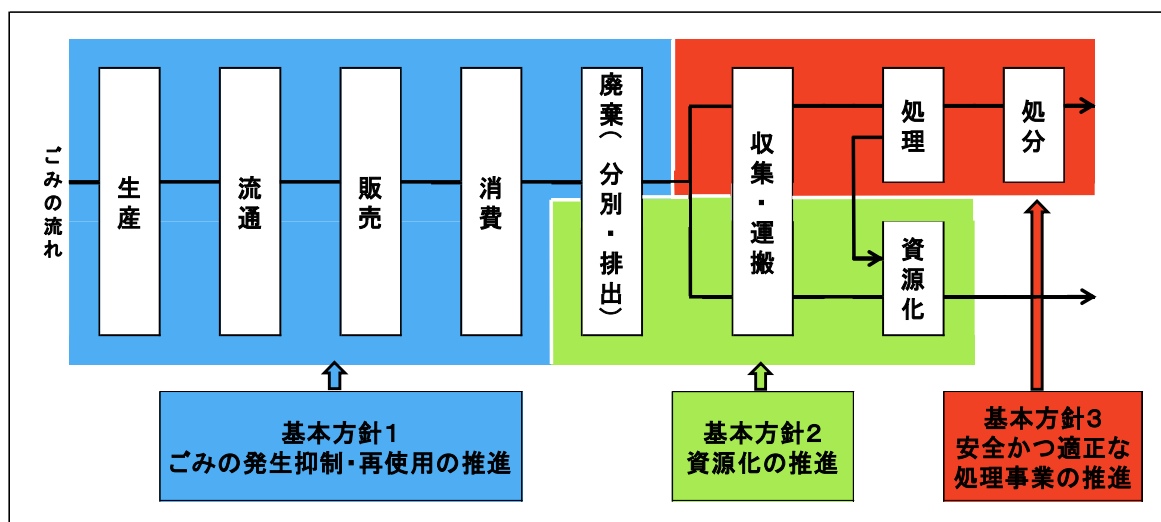
基本理念をうけ、以下の3つを基本方針とします。

基本方針1 ごみの発生抑制・再使用の推進
「ごみを出さない行動をしよう」

基本方針2 資源化の推進
「ごみを資源にもどす行動をしよう」

基本方針3 安全かつ適正な処理事業の推進

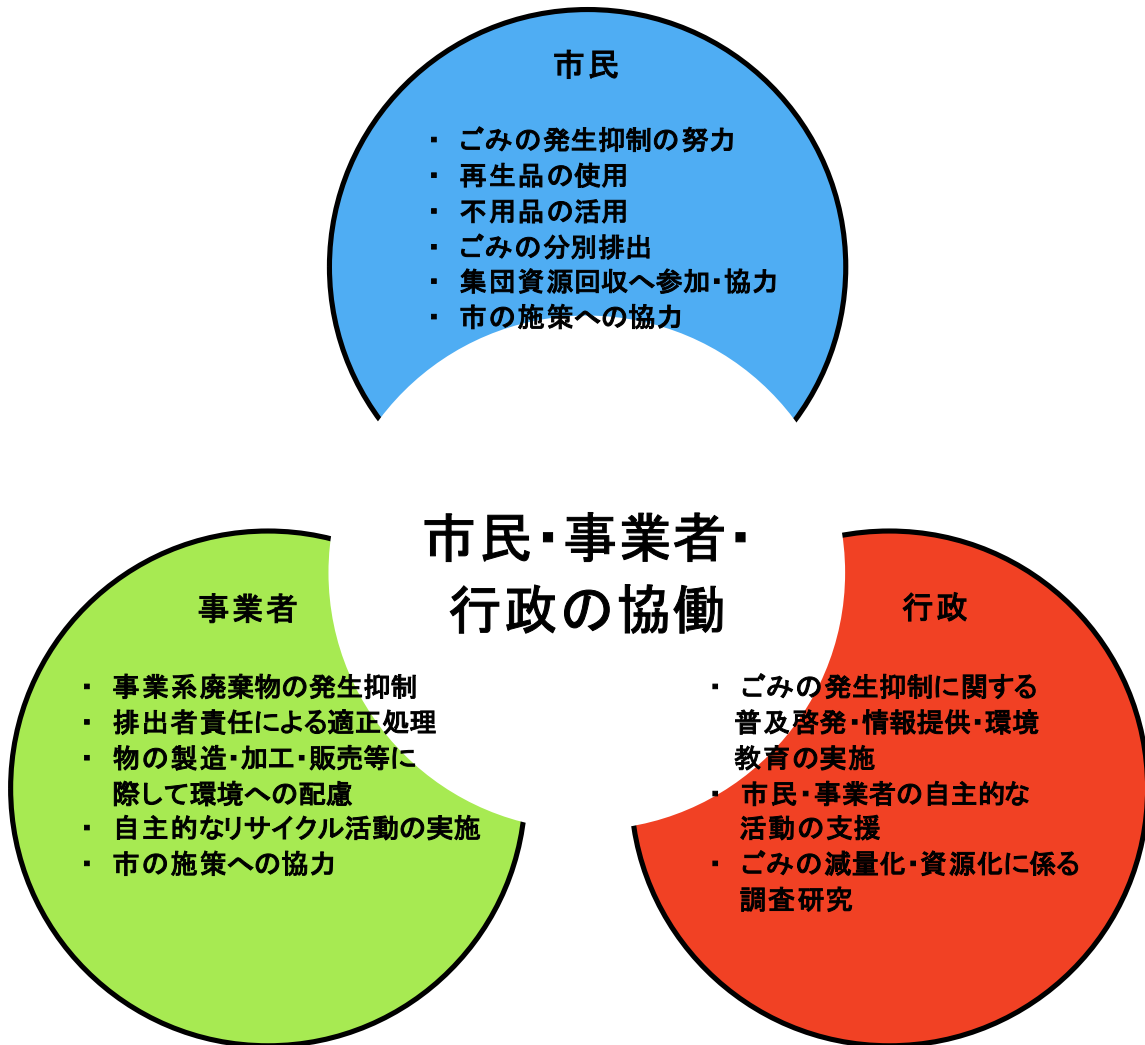
図 2.2-1 基本方針の領域



3 市民・事業者・行政の役割と責務

市民・事業者・行政が果たすべき役割と責務を図 2.2-2 に示します。

図 2.2-2 三者の役割と責務



4 数値目標

「気づきから行動へ みんなでつくる 循環型のまち」を目指し、以下の数値目標を設定します。

(1) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を、基準年の2016年度（平成28年度）の677g/人日から、2023年度までに約4%削減し649g/人日、2028年度までに約7%削減し630g/人日とすることを目標とします。

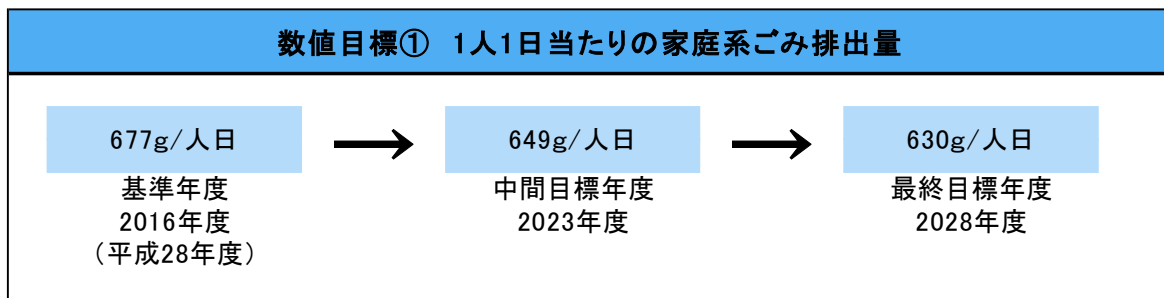
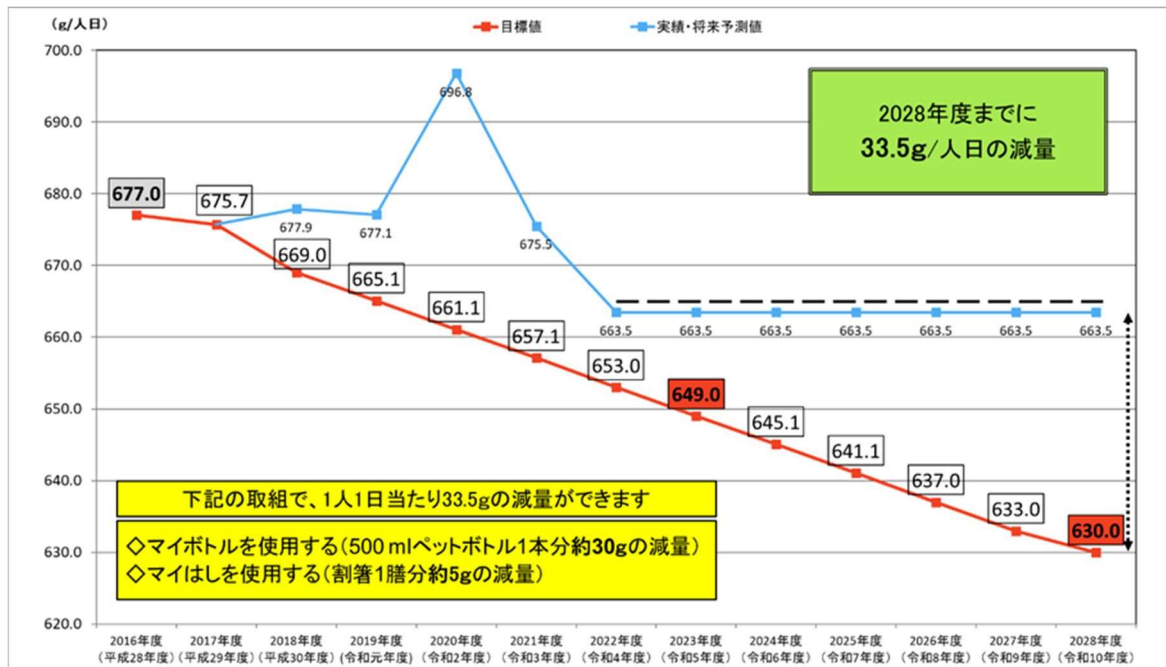


図 2.2-3 数値目標1 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量



春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

(2) 事業系ごみの年間排出量

事業系ごみの年間排出量を基準年の2016年度（平成28年度）の21,946 t/年から、2023年度までに約29%削減し15,617 t/年、2028年度までに約50%削減し11,100 t/年とすることを目標とします。

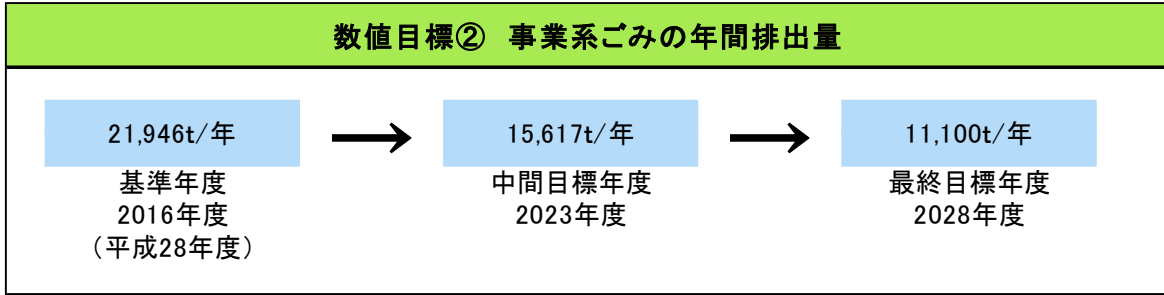
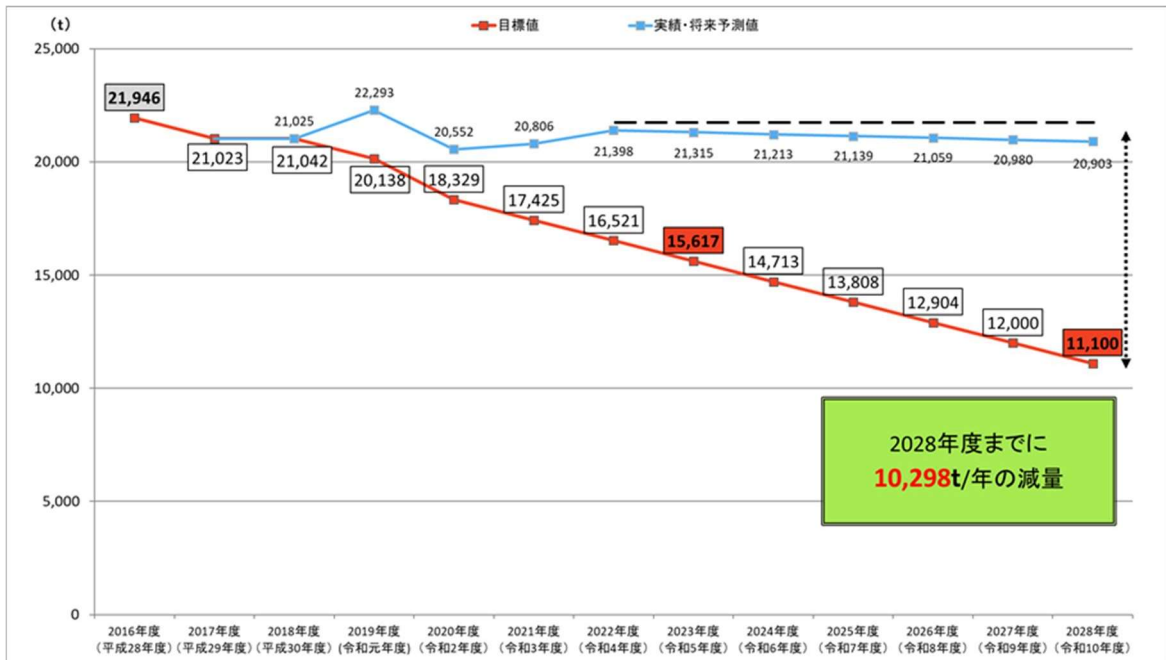


図 2.2-4 数値目標 2 事業系ごみの年間排出量



春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

（3）資源化率

資源化率を基準年の2016年度（平成28年度）の21.8%から、2023年度までに25.4%、2028年度までに27.5%とすることを目標とします。

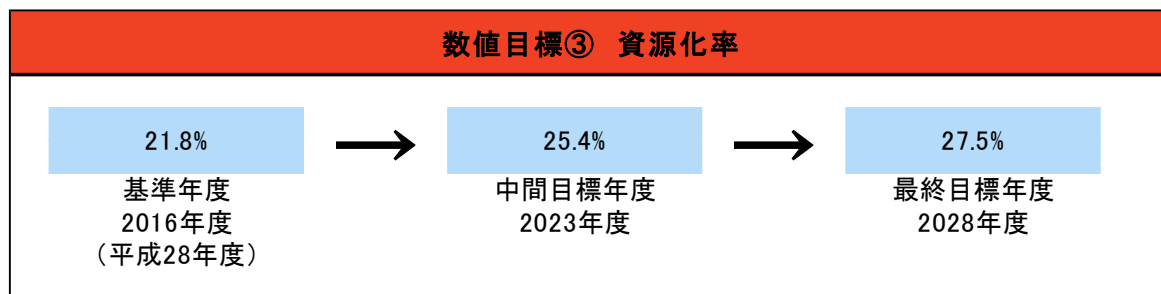
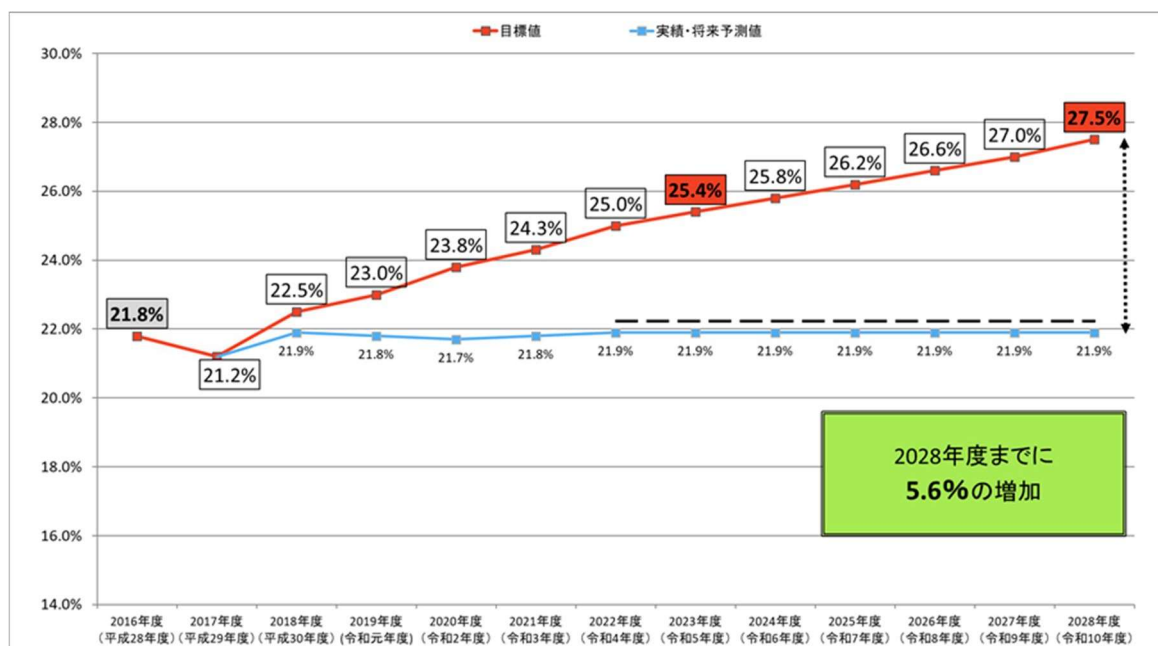


図 2.2-5 数値目標 3 資源化率



春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

（4）最終処分量

最終処分量を基準年の2016年度（平成28年度）の3,787 t/年から、2023年度までに約12%削減し3,335 t/年、2028年度までに約20%削減し3,040 t/年とすることを目標とします。

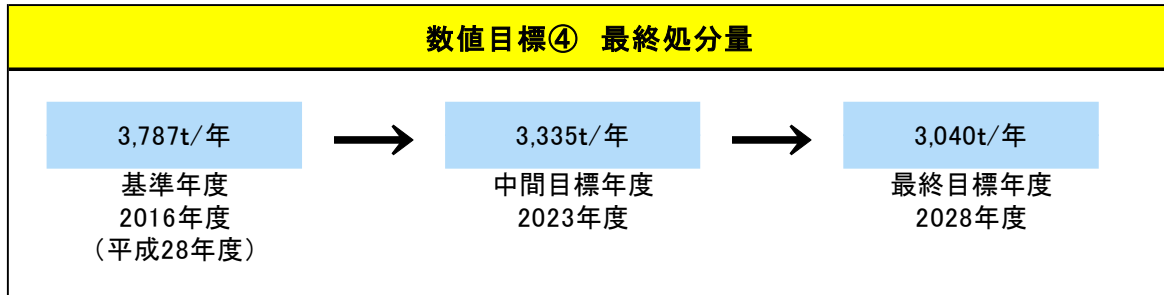
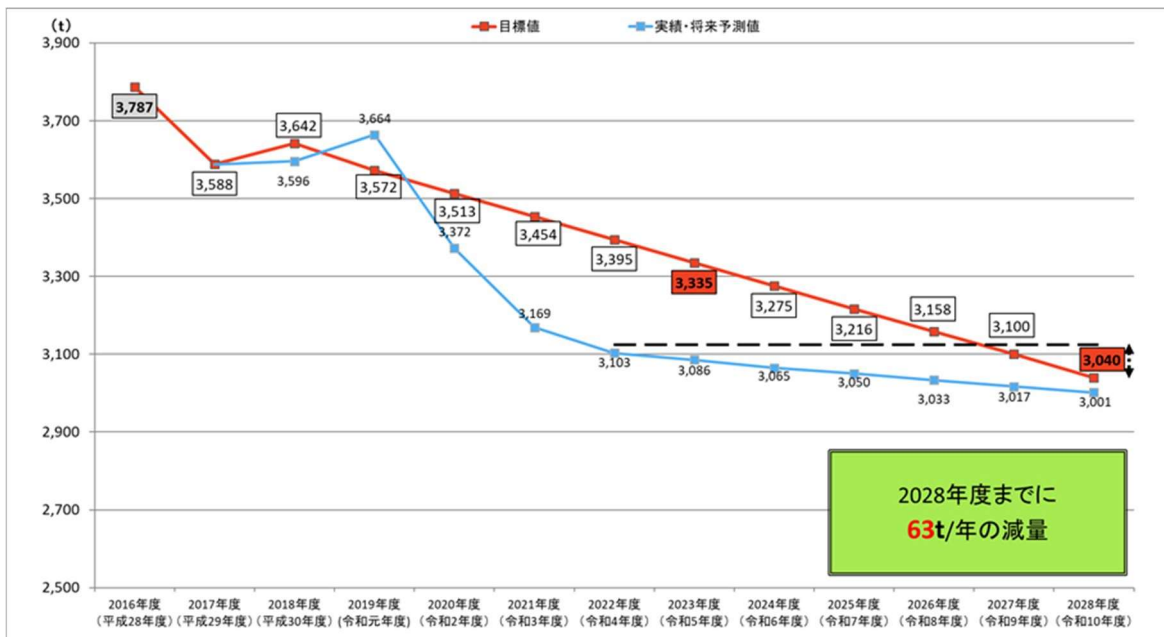


図 2.2-6 数値目標 4 最終処分量



第3章 食品ロス削減推進計画

1 食品ロスの発生状況

（1）国の状況

日本では、年間約 523 万トン（農林水産省及び環境省「令和3（2021）年度推計」）発生していると推測されています。

食品ロスの全体量約 523 万トンの内、事業活動に伴って発生する「事業系食品ロス量」は約 279 万トン、各家庭から発生する「家庭系食品ロス量」は約 244 万トンとなっており、家庭から出る食品ロス量は、日本の食品ロス量の約 47%を占めています。

また、国民1人当たりの家庭系食品ロス量は年間で約 19kg、1日当たり約 53gになります。

（2）春日部市の状況

春日部市の令和3年度における家庭系食品廃棄量は、家庭ごみ集積所（排出状況）組成分析業務委託による分析結果から試算すると、令和3年度の家庭から出た可燃ごみ総排出量が年間約 44,752t、食品廃棄量は約 15,314 t となり可燃ごみ総排出量の約 1/3 と推計されます。

そのうち、家庭系食品ロス量は年間約 3,960 t と推計され、市民1人当たりの発生量は年間で約 17kg、1日あたり約 46g になります。

表 2.3-1 日本と春日部市の家庭系食品ロスの状況（令和3年度）

	日本全体	春日部市
家庭系食品ロス量	約244万トン	約3,960トン
一人当たり 家庭系食品ロス量	約53g/日	約46g/日
	約19kg/年	約17kg/年

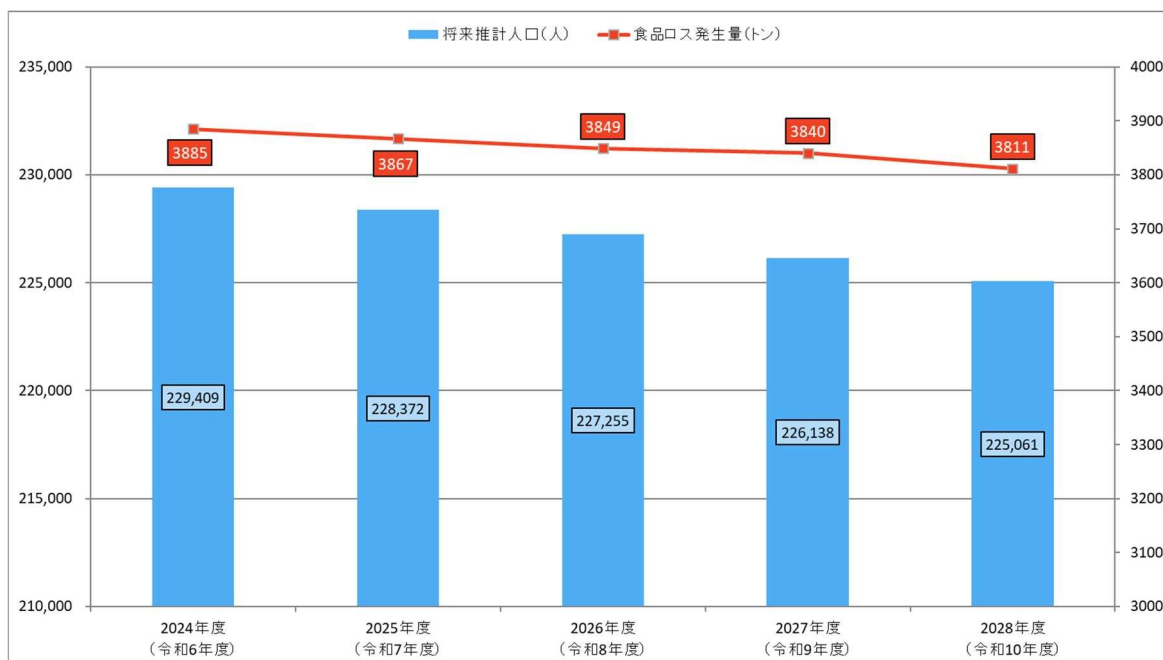


2 家庭系食品ロス発生量の将来予測

将来推計人口から予想される可燃ごみの排出量から食品ロス発生量を予測します。

2024年度以降の将来推計人口はほぼ比例的に減少し、それに伴って食品ロス発生量も減少していくものと推測できます。結果、食品ロス発生量は2024年度から本計画の最終年度である2028年度（令和10年度）には3,885トンから3,811トンまで推移します。

図 2.3-1 将来推計人口と食品ロス発生量推移



※2024年度～2027年度の将来推計人口は第2次春日部市総合振興計画（後期基本計画）から抜粋、2028年度の将来推計人口はこれを基に事務局で推計

表 2.3-2 将来推計人口と食品ロス発生量予測

	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)
将来人口(人)	229,409	228,372	227,255	226,138	225,061
可燃ごみ排出量 (t)	43,902	43,703	43,490	43,394	43,070
食品ロス排出量 (t)	3885	3867	3849	3840	3811

3 数値目標

国の現状値（令和3年度値）及び削減目標から春日部市の削減目標を設定します。

国の家庭系食品ロス量における削減目標は2030年度（令和12年度）に216万トンまで削減することです。現状値（令和3年度値）である244万トンから計算しますと約11.5%の削減が必要となります。これは、本計画の最終年度である2028年度（令和10年度）時点で8.9%の削減が必要であることを表しています。

このことから、春日部市内で排出される家庭系食品ロス量を、2021年度（令和3年度）の3,960トン/年から2028年度（令和10年度）までに約8.9%削減し3,607トン/年にすることを目標とします。

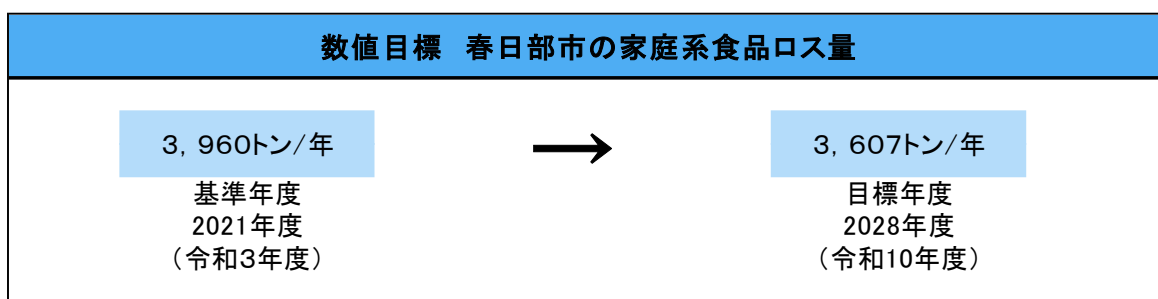
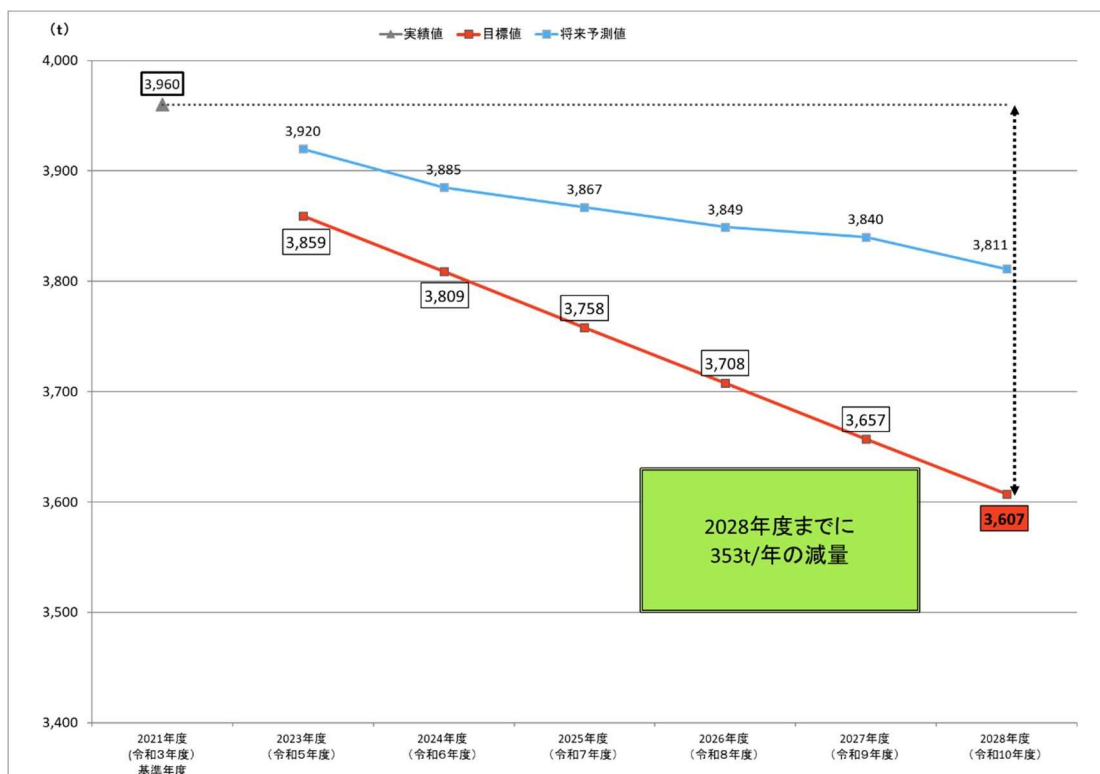


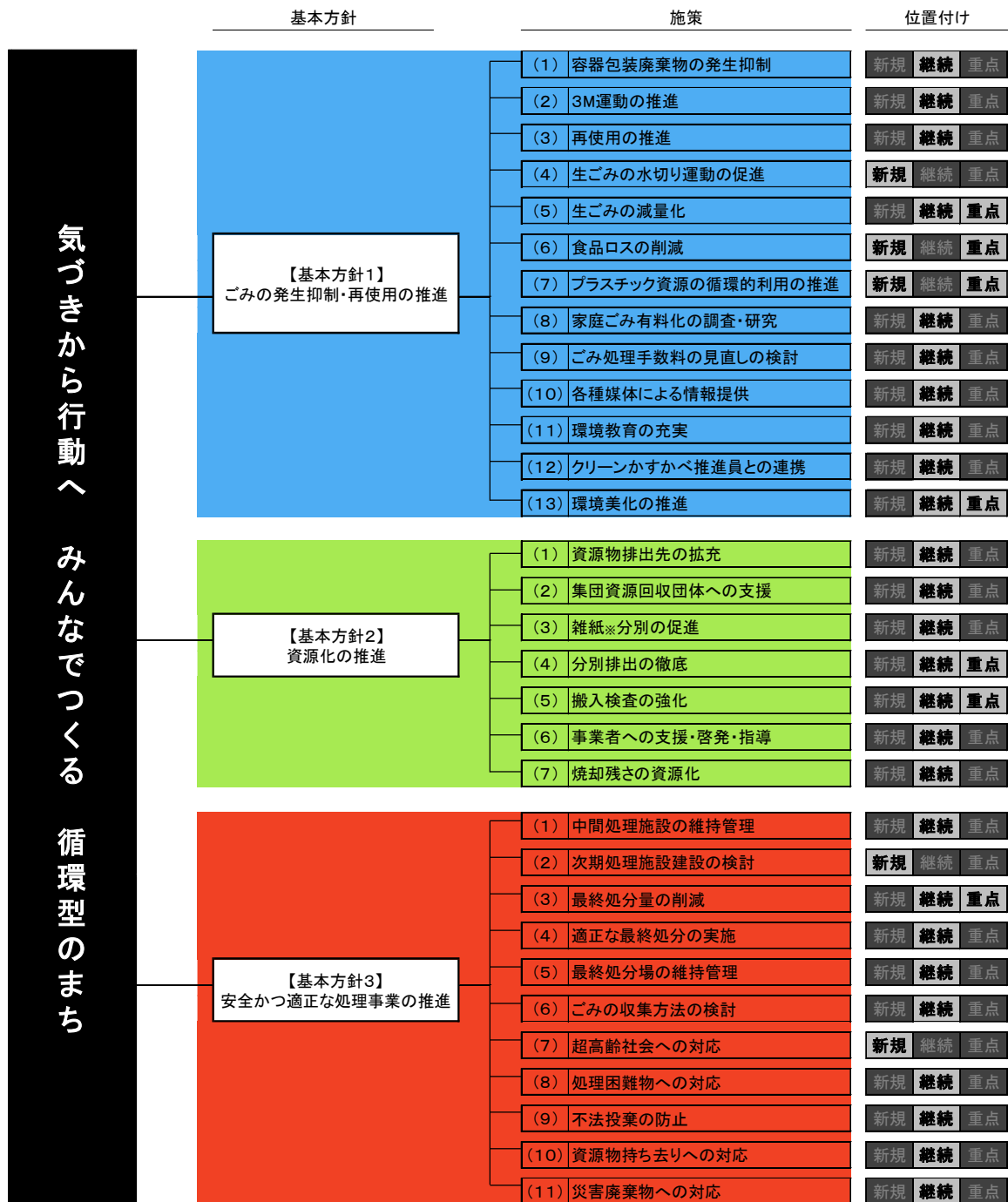
図 2.3-2 数値目標 春日部市の家庭系食品ロス量



第4章 目標達成に向けた施策

本計画では、以下に示すとおり、3つの基本方針の下に31の施策を設定し、計画の目標達成に向けて取組を進めていきます。

図 2.4-1 施策体系



1 ごみの発生抑制・再使用の推進


(1) 容器包装廃棄物の発生抑制		新規	継続	重点
事業者と連携した過剰包装の抑制や、ばら売り、量り売りの促進、詰め替え商品の利用促進などにより容器包装廃棄物の減量化を推進します。				
主な取組				
市 民	必要な量の詰め替え商品を選びます。			
	詰め替え商品を選びます。			
	過剰包装を断ります。			
	ばら売り、量り売りを利用します。			
事業者	リサイクルしやすい容器包装を使用します。			
	簡易包装化を推進します。			
	ばら売り、量り売りをします。			
行 政	優良事例の紹介等、容器包装廃棄物の減量に関する情報を提供します。			


(2) 3M運動の推進		新規	継続	重点
市民の誰もが気軽に実践できるごみ減量化策として、マイバッグ、マイボトル、マイはしを市民へ推奨するとともに、利用が普及するよう啓発に努めていきます。				
主な取組				
市 民	買い物時は、マイバッグを使用します。			
	使い捨て容器は使用せず、マイボトルを使用します。			
	割り箸を使用せず、マイはしを使用します。			
	購入後すぐに食べる場合は、販売期限の迫った商品を積極的に選びます。			
事業者	レジ袋の有料化を推進します。			
行 政	広報、市公式ホームページやSNS等を活用し普及啓発を行います。			
	職員が率先して3M運動を実践します。			



【マイバッグ・マイボトル・マイはし】


(3) 再使用の推進		新規	継続	重点
<p>使い捨て中心の社会から、使えるものは繰り返し使う社会への転換に向け、再使用に係る情報を提供するなど、ごみの発生抑制を目指します。</p>				
主な取組				
市 民	物を買う場合は、長く使えるものを選びます。			
	使い捨て商品は、できるだけ購入しないようにします。			
	修理をして物を長く大切に使います。			
	フリーマーケットやリユースショップ等を活用します。			
	繰り返し使えるリターナブル容器の製品を選びます。			
事業者	裏紙の利用等、再使用を実践します。			
	グリーン購入※を行います。			
行 政	優良事例の紹介等、再使用に関する情報提供を行います。			
	グリーン購入を推進します。			
	市役所におけるグリーン購入品の割合を増やします。			
	再生品利用を推進します。			

(4) 生ごみの水切り運動の促進		新規	継続	重点
<p>生ごみは重量の約 80%が水分と言われているため、市民一人ひとりが水切りをすることにより、ごみの減量化に期待できます。水切り方法や水切りグッズの普及啓発に努め、家庭での生ごみの水切り運動を促進していきます。</p>				
主な取組				
市 民	家庭で生ごみの水切りを行います。			
事業者	飲食業等では生ごみの水切りを行います。			
行 政	水切り方法や水切りグッズの普及啓発を行います。			
				
【生ごみの水切り】				

(5) 生ごみの減量化		新規	継続	重点
春日部市の家庭から出る可燃ごみの約45%を生ごみが占めています。これまでも市民講師の協力を得て生ごみ堆肥作り講習会を開催してきましたが、更なる生ごみの減量化を推進するため、減量化に関する情報提供に努めるなど取組の強化を図ります。				
主な取組				
市民	家庭での生ごみの堆肥化に取り組みます。			
事業者	食材のばら売り、量り売りをします。			
行政	生ごみ堆肥作り講習会の開催等、体験型の施策を実施します。			
	生ごみの減量化に関する情報提供を行います。			
				
【生ごみ堆肥作り講習会の様子】				

(6) 食品ロスの削減		新規	継続	重点
食品ロスを削減するため、使い切り、食べ切りの推進や啓発講座の開催など、多様な手段で市民への周知を図り、家庭での取組を促進します。また、フードバンクやフードパントリー※、子ども食堂などでの活用を進めることで廃棄される食品を減らす取組を推進します。				
主な取組				
市民	食材の使い切り、料理の食べ切りを実践します。			
	買い物前に在庫を確認し、必要な分の食材を購入します。			
	外食時の食べ残しを減らします。			
	購入後すぐに食べる場合は、販売期限の迫った商品を積極的に選びます。			
	子ども食堂の活動の趣旨を理解し、協力します。			
事業者	食材のばら売り、量り売りをします。			
	宴会等で食べ切りの呼びかけをします。			
	希望者には小盛りの対応をします。			

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

	ポスター等の掲示による食べ残し削減に向けた啓発を行います。
	食品の廃棄を極力減らすため、（在庫状況に応じて）閉店時間等を考慮した割引販売をします。
行政	啓発講座の開催等、体験型の施策を実施します。
	事業者と連携し、食品ロス削減の取組を行います。
	
【東彩ガス株式会社「親子エコ・クッキング」の様子】	


(7) プラスチック資源の循環的利用の推進		新規	継続	重点
プラスチックごみの発生抑制や循環利用に向けた取組を推進するとともに、ポイ捨て・不法投棄対策により河川等への流出防止を図ります。また、プラスチックを含むごみを焼却する際は、熱回収による発電を実施します。				
主な取組				
市民	マイバッグの使用によるレジ袋削減に取り組みます。			
	自主的な美化活動により街中からプラスチックごみを収集し、河川や海への流出を防止します。			
	過剰包装を断ります。			
事業者	店頭で行う分別回収等を推進します。			
	簡易包装を推進します。			
行政	ペットボトル飲料容器を適正に分別し、ペットボトルキャップの資源化への取組を市内公共施設において実施します。			
	自主的に行う地域のごみ収集に対し、ごみ袋の提供やごみの回収等の支援を実施します。			
	再生利用可能なプラスチックを調査し、プラスチックの回収とリサイクルのための仕組みづくりを推進します。			
	プラスチックごみの排出削減・分別を徹底するため、機運醸成を図ります。			

	<p>ごみ焼却施設の発電設備を安定して稼働させることにより、熱回収による電力供給に努めます。</p>
<div style="text-align: center;">  <p>【ペットボトルキャップの回収】</p> </div>	

(8) 家庭ごみ有料化の調査・研究		新規	継続	重点
<p>家庭ごみの有料化は、ごみ処理に関する費用負担の公平性の確保やごみの減量化及び資源化の促進といった効果が期待できます。しかし、市民への新たな負担が生じることにもなるため、他市町村の動向等を調査するとともに、他の減量化の施策を進める中でその効果を試算し、研究します。</p>				
主な取組				
市民				
事業者				
行政	他の減量化施策を進める中で有料化の効果を試算し、研究します。			
	ごみ処理経費を公開します。			
	他市町村の動向等を調査・研究します。			

(9) ごみ処理手数料の見直しの検討		新規	継続	重点
<p>排出者責任及び適正な処理コスト負担の原則に基づき、排出者に適正な負担を求めるため、ごみ処理手数料の見直しについて検討します。</p>				
主な取組				
市民				
事業者				
行政	ごみ処理手数料の見直しについて検討します。			
	ごみ処理経費を公開します。			
	他市町村の動向等を調査・研究します。			

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

(10) 各種媒体による情報提供		新規	継続	重点
<p>市民一人ひとりが身近な環境問題に関心を持ち、自ら主体的に取り組んでいけるよう広報、ホームページやSNS等を活用し、積極的な情報発信を行います。また、より分かりやすいゴミニケーションカレンダーを作成し、ごみの適正分別や減量化及び資源化の啓発を行います。</p>				
主な取組				
市民	身近な環境問題に関心を持ちます。			
事業者	環境に関する取組の情報発信に努めます。			
行政	広報、ホームページやSNS等を活用し、積極的な情報発信を行います。			
	より分かりやすいゴミニケーションカレンダーを作成します。			
				
【ゴミニケーションカレンダー】				

(11) 環境教育の充実		新規	継続	重点
<p>幼児から大人まで、年齢に応じた環境教育を行うとともに、各種イベントなどを活用しながら、市民及び事業者のごみの発生抑制、再使用及び資源化の意識高揚を図ります。また、出前講座や施設見学会などを開催し、学習機会の創出を図ります。</p>				
主な取組				
市民	環境について考え、学び、行動します。			
事業者	環境学習を支援します。			
行政	出前講座や処理施設の見学会など、市民の学習の場を提供します。			



【施設見学会の様子】


(12) クリーンかすかべ推進員との連携		新規	継続	重点
市と地域のパイプ役として活動するクリーンかすかべ推進員との協働を継続して行います。研修会の開催や施設見学会を通じて、推進員の活動を支援します。				
主な取組				
市民	クリーンかすかべ推進員の活動に協力します。			
事業者				
行政	研修会や施設見学会を通じて、推進員の活動を支援します。			
	クリーンかすかべ推進員と情報交換を行い、連携します。			



【クリーンかすかべ推進員感謝状贈呈式の様子】

(13) 環境美化の推進		新規	継続	重点
自治会やボランティアなどによる市民の自主的な美化活動を促進し、身近な環境問題への関心を高めます。美化活動の後方支援として、ごみ袋の提供やごみの回収等を継続して実施します。				
主な取組				
市民	自治会や各種団体による自主的な美化活動に参加します。			
事業者	地域の美化活動を行います。			
行政	ごみ袋の提供やごみの回収等の支援を実施します。			
	市内一斉清掃「春のクリーンデー」を開催します。			
				
【春のクリーンデーの様子】				

2 資源化の推進

(1) 資源物排出先の拡充		新規	継続	重点
<p>資源化を促進するため、牛乳パックやインクカートリッジの拠点回収を公民館等で行っていますが、より多くの市民に利用されるよう情報提供に努めるとともに、回収場所の拡充や新たな回収品目についても検討します。</p>				
主な取組				
市民	拠点回収を利用し資源物を排出します。			
事業者	店舗での資源物回収を推進します。			
行政	拠点回収の情報提供を行います。			
	回収場所の拡充や新たな回収品目についても検討します。			
				
【公共施設での拠点回収】				

(2) 集団資源回収団体への支援		新規	継続	重点
<p>集団資源回収は、資源の有効利用のみならず、ごみの減量、将来を担う子ども達の環境意識の向上、地域のコミュニティ作りにもつながります。今後も奨励金交付制度による支援を継続して行うとともに、団体数と回収量の増加に向けて取組を進めていきます。</p>				
主な取組				
市民	集団資源回収団体の活動に参加します。			
事業者				
行政	資源物の市場価格を勘案しながら奨励金の交付を行います。			
	集団資源回収未実施の団体に参加を促します。			

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

(3) 雑紙分別の促進		新規	継続	重点
現在可燃ごみの中に約3割程度含まれている紙類の更なる分別徹底が必要です。雑紙の排出方法の啓発強化などを通じて紙類の分別資源化を推進します。				
主な取組				
市 民	雑紙を可燃ごみではなく資源物として排出します。			
事業者	オフィスでの雑紙分別を励行します。			
行 政	ペーパーレス化の推進やコピー用紙の使用枚数の削減などにより、庁内から出るごみを極力減らし、出たごみは分別を徹底します。			
	雑紙の排出方法の啓発を行います。			

(4) 分別排出の徹底		新規	継続	重点
ゴミニケーションカレンダー等を市民や転入者に配布し、分別排出の周知と定着を更に図り、排出段階におけるごみと資源の分別徹底を更に推進します。				
主な取組				
市 民	ごみと資源物を分別して排出します。			
事業者	ごみと資源物を分別して排出します。			
行 政	より分かりやすいゴミニケーションカレンダーを作成します。			
	事業者に分別強化を依頼します。			

(5) 搬入検査の強化		新規	継続	重点
市の処理施設に搬入される事業系ごみには、資源物や産業廃棄物の混入が見受けられます。搬入されたごみの展開検査を積極的に実施し、不適正な排出を行っている事業者については改善を指導します。				
主な取組				
市 民				
事業者	適正な分別排出を徹底します。			
行 政	処理施設に搬入されたごみの展開検査を強化します。			
	不適正排出を行っている事業者に指導します。			



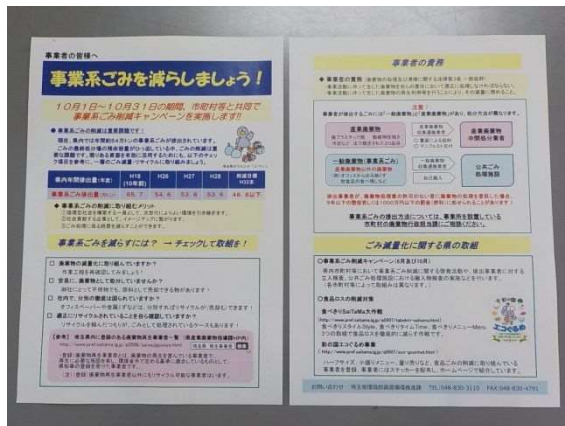
【搬入検査の様子】

(6) 事業者への支援・啓発・指導 新規 継続 重点

事業者に対して、適正な分別方法やごみの減量化についてのチラシ配布や市公式ホームページへの掲載等、啓発活動を積極的に行います。廃棄物減量等計画書に基づいてごみ排出の実態把握、適正処理の指導を行うとともに、ごみの減量化及び資源化の方法等について情報提供を行います。

主な取組

市民	
事業者	廃棄物減量等計画書に基づき、ごみの減量化及び資源化を図ります。
行政	適正な分別方法やごみの減量化についてのチラシの配布を行います。
	廃棄物減量等計画書に基づいて、不適正処理をしている事業者には指導を行います。
	ごみの減量化及び資源化の方法等について情報提供を行います。



【事業者ごみ削減啓発チラシ】

(7) 焼却残さの資源化		新規	継続	重点
豊野環境衛生センターから発生する焼却残さについては、セメント原料化・人工砂化を推進し、資源化を図ります。				
主な取組				
市 民				
事業者				
行 政	焼却残さのセメント原料化・人工砂化を推進し、資源化を図ります。			

3 安全かつ適正な処理事業の推進

(1) 中間処理施設の維持管理		新規	継続	重点
2016年度（平成28年度）に策定した「春日部市一般廃棄物処理施設のインフラ長寿命化計画」に基づき、費用の削減・平準化を図りつつ施設の維持管理を進めていきます。				
主な取組				
市民				
事業者				
行政	安全かつ適正に維持管理を行います。			

(2) 次期処理施設建設の検討		新規	継続	重点
豊野環境衛生センター、クリーンセンター、資源選別センター、最終処分場水処理施設は、いずれの施設も竣工から20年以上経過しているため、将来の処理体制を見据え、処理施設建設の検討を行います。				
主な取組				
市民				
事業者				
行政	次期処理施設建設の検討を行います。			

(3) 最終処分量の削減		新規	継続	重点
限りある最終処分場を長く利用するため、更なるごみの減量化及び資源化を推進し、焼却残さのセメント原料化等を進め最終処分量を削減します。				
主な取組				
市民	更にごみの減量化及び資源化に協力します。			
事業者	更にごみの減量化及び資源化に協力します。			
行政	更にごみの減量化及び資源化を推進し最終処分量を削減します。			

(4) 適正な最終処分の実施		新規	継続	重点
本市の最終処分場は2011年度（平成23年度）に埋め立てを完了しているため、市外の最終処分場に埋め立てをするしかありません。今後も安全かつ適正な最終処分を継続するため最終処分場を有する関係自治体と協議の上、最終処分場を確保していきます。				
主な取組				
市 民				
事業者				
行 政	最終処分場を有する関係自治体と協議の上、最終処分場を確保します。 適正に最終処分を行います。			

(5) 最終処分場の維持管理		新規	継続	重点
関係法令等を遵守し、適正に最終処分場の維持管理を行います。				
主な取組				
市 民				
事業者				
行 政	埋め立てが完了した最終処分場の維持管理を適切に行います。			

(6) ごみの収集方法の検討		新規	継続	重点
ごみの収集方法・収集品目・収集回数等については、ごみの発生状況や社会情勢の変化に対応し、収集効率、費用対効果などを総合的に勘案し、適正かつ効率的な収集運搬体制のあり方について常に検討していきます。				
主な取組				
市 民				
事業者				
行 政	適正かつ効率的な収集運搬体制のあり方について常に検討します。 他市町村の収集方法を調査・研究します。			

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

(7) 超高齢社会への対応		新規	継続	重点
<p>高齢者など、ごみの排出が困難な市民向けの訪問収集事業については、関係部局と連携し、地域コミュニティや民間事業者との協働といった様々な角度からアプローチし、市民のニーズに対応したサービスの拡充と利用促進を図ります。</p>				
<p>主な取組</p>				
市民				
事業者				
行政	ごみの訪問収集を実施します。			
	在宅医療廃棄物の排出方法について周知します。			

(8) 処理困難物への対応		新規	継続	重点
<p>市で処理が困難なものについては、民間事業者の協力による処理体制を確保し、適正な処理を実施していきます。</p>				
<p>主な取組</p>				
市民	民間事業者に直接処理を依頼します。			
事業者	民間事業者に直接処理を依頼します。			
行政	民間事業者の情報を収集します。			
	市で収集をしない廃棄物について周知します。			

(9) 不法投棄の防止		新規	継続	重点
<p>不法投棄の未然防止、早期発見のため、不法投棄パトロールの強化、県等の関係機関との連携強化など、監視体制の強化を図ります。土地の管理者には看板等を設置するなど不法投棄を防止する措置を講ずるよう指導します。</p>				
<p>主な取組</p>				
市民	管理する土地に看板を設置するなどして不法投棄を防止します。			
事業者	管理する土地に看板を設置するなどして不法投棄を防止します。			
行政	県との合同パトロールの実施や関係機関との連携により監視体制の強化を図ります。			
	土地の管理者に看板等を提供します。			



(10) 資源物持ち去りへの対応		新規	継続	重点
<p>資源物の持ち去りを防止するため、職員による早朝パトロールやGPSを使用した追跡調査などを引き続き行い、警察等関係機関とも連携しながら対応していきます。</p>				
主な取組				
市民	持ち去り行為を発見した場合、市に通報します。			
事業者	持ち去り行為を発見した場合、市に通報します。			
行政	職員によるパトロールやGPSを使用した追跡調査を行います。			
	警察等関係機関と連携し取り締まりを行います。			
				
【GPSを使用した追跡調査】		【パトロールの様子】		

(11) 災害廃棄物への対応		新規	継続	重点
<p>災害時に発生する多種多様な廃棄物に対応するため、仮置き場の確保や関係機関等との協力体制の構築などを通じて、収集から最終処分までの一貫した体制を構築します。</p>				
主な取組				
市 民				
事業者				
行 政	仮置き場候補地の選定を行います。			
	災害廃棄物の分別区分を確定し、平常時に事前周知を行います。			
	関係機関との協力体制の構築を行います。			

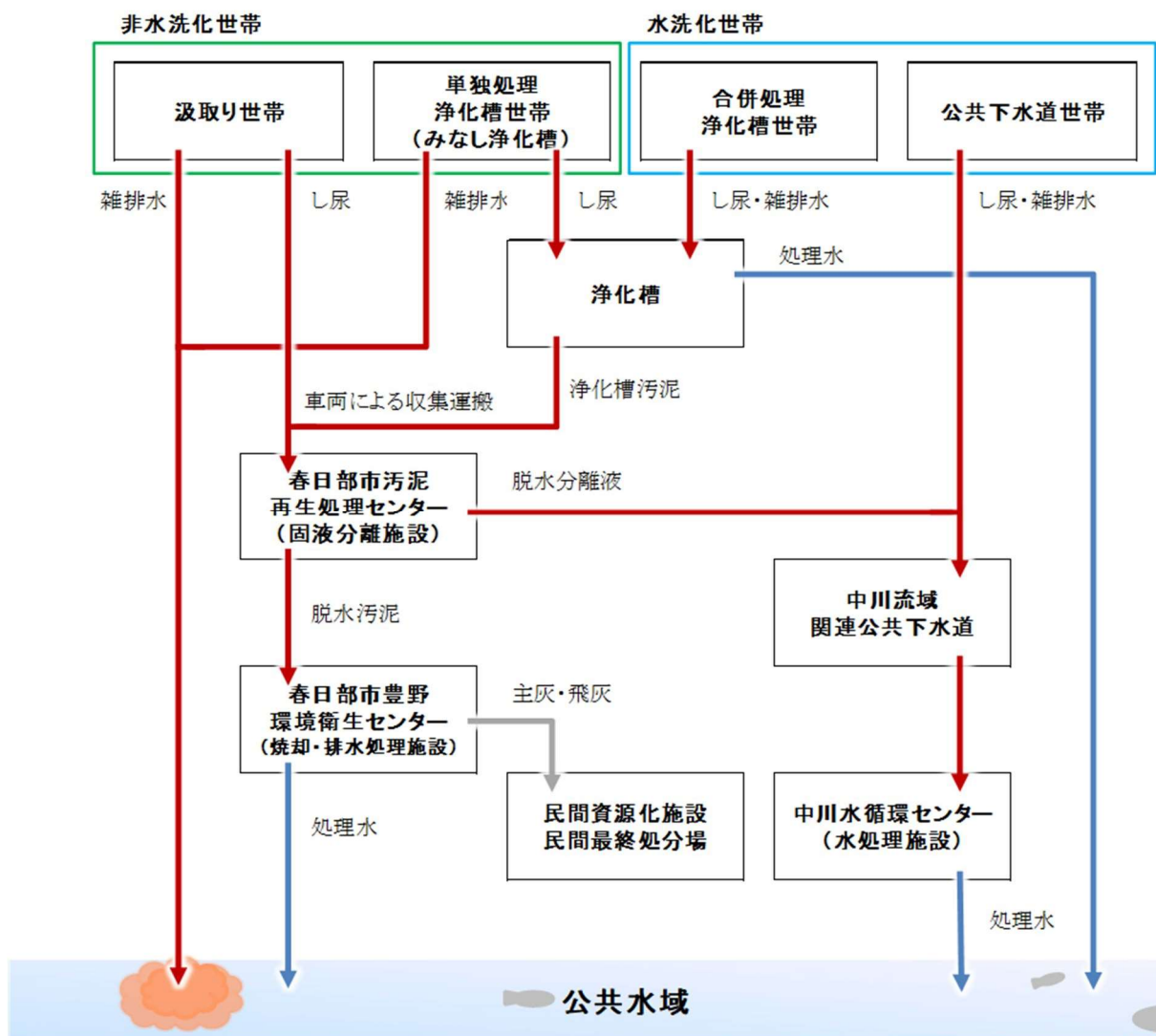
第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現況と課題

1 処理の流れ

生活排水は、炊事、洗濯、入浴等の生活に伴い排水される生活雑排水と、し尿などの便所からの排水に分けられます。公共下水道※、合併処理浄化槽※では生活雑排水とし尿を合わせて処理していますが、単独処理浄化槽※と汲取り便槽※ではし尿の処理のみが行われており、生活雑排水は処理されないまま河川等の公共用水域へ排水されています。図3.1-1に生活排水処理フローを示します。

図 3.1-1 生活排水処理フロー



2 生活排水処理の概要

1) 処理形態別人口

本市における生活排水処理形態別の人口を表 3.1-1 及び図 3.1-2 に示します。

処理形態別の人口では、公共下水道の整備により浄化槽※や汲取り便槽からの転換が進み、水洗化人口が増加、単独処理浄化槽及びし尿汲取り人口が減少傾向にあります。

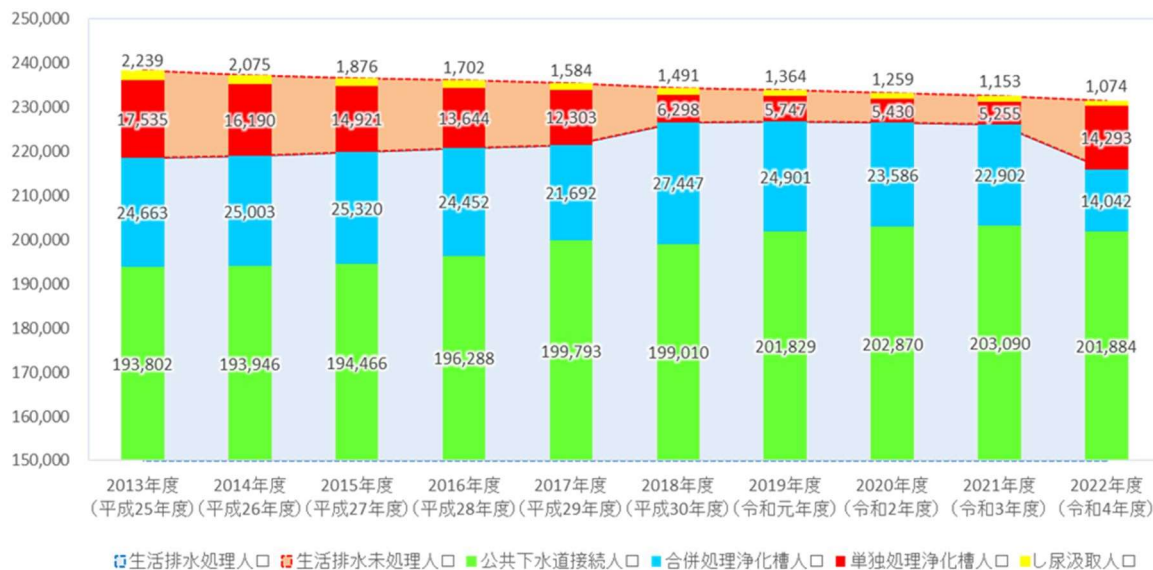
表 3.1-1 処理形態別人口の推移

区 分	実 績									
	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
1. 計画処理区域内人口(行政人口)	238,239	237,214	236,593	236,086	235,372	234,246	233,841	233,145	232,400	231,293
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	218,466	218,950	219,787	220,741	221,486	226,457	226,730	226,456	225,992	215,926
(1) 公共下水道接続人口	193,802	193,946	194,466	196,288	199,793	199,010	201,829	202,870	203,090	201,884
(2) 合併処理浄化槽人口	24,663	25,003	25,320	24,452	21,692	27,447	24,901	23,586	22,902	14,042
(3) 単独処理浄化槽人口	10,441	10,441	10,441	10,441	10,441	10,441	10,441	10,441	10,441	10,441
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口	19,774	18,265	16,797	15,346	13,887	7,789	7,111	6,689	6,408	15,367
(1) 単独処理浄化槽人口	17,535	16,190	14,921	13,644	12,303	6,298	5,747	5,430	5,255	14,293
(2) し尿汲取り人口	2,239	2,075	1,876	1,702	1,584	1,491	1,364	1,259	1,153	1,074
汚水衛生処理率	91.7%	92.3%	92.9%	93.5%	94.1%	96.7%	97.0%	97.1%	97.2%	93.4%

※ 生活排水処理率：[公共下水道人口+合併処理浄化槽人口] / 計画処理区域内人口

※ 令和4年度分より埼玉県浄化槽台帳の整備に伴い算出方法を見直しています。

図 3.1-2 処理形態別人口の推移



春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

2) 公共下水道の整備状況

本市の公共下水道は中川流域下水道[※]関連の公共下水道として、1975年（昭和50年）に第一期事業汚水処理面積262.0haで事業を開始し、2016年度（平成28年度）末現在で2191.0ha整備済となっており、2020年度目標の事業認可計画面積2,288.5haの整備を進めています。表3.1-2に公共下水道計画の概要、表3.1-3の公共下水道の整備状況を示します。

表 3.1-2 公共下水道計画の概要

区 分	全体計画	認可計画
行政区域	6,598ha（市街化区域2220.4ha・調整区域4377.5ha）	
計画面積	4,598.0ha	2,288.5ha
目標年度	2024年度	2020年度
計画人口	218,900人 [※]	200,410人

※平成29年度 春日部市公共下水道事業計画変更認可の計画人口予測

表 3.1-3 公共下水道の整備状況

区 分	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
行政人口	238,239	237,214	236,583	236,086	235,372	234,246	233,841	233,145	232,400	231,293
整備済面積(ha)	2,155.1	2,165.1	2,184.0	2,191.0	2,224.0	2,240.9	2,257.5	2,266.0	2,266.0	2,266.0
処理区域内人口	204,727	204,742	206,137	207,795	207,461	206,387	208,783	209,346	209,223	208,308
水洗化人口	193,802	193,946	194,466	196,288	199,793	199,010	201,829	202,870	203,090	201,884
水洗化率	94.7%	94.7%	94.3%	94.5%	96.3%	96.4%	96.7%	96.9%	97.1%	96.9%
普及率	85.9%	86.3%	87.1%	88.0%	88.1%	88.1%	89.3%	89.8%	90.0%	90.1%

水洗化率＝水洗化人口÷処理区域内人口

普及率＝処理区域内人口÷行政人口

※下水道課において公表している普及率は行政人口に外国人登録者数を含んでいません。

3 し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

1) 排出量実績

本市のし尿及び浄化槽汚泥の排出実績を表 3.1-4 に示します。

これには、家庭から排出されるものの他に、事業系一般廃棄物として事業所や公共施設から排出されるし尿及び浄化槽汚泥や仮設トイレなどからの臨時汲取りし尿などが含まれています。

合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び汲取り便槽人口が減少傾向にあるため、排出量も減少傾向にあります。

表 3.1-4 し尿及び浄化槽汚泥の排出実績

区分	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
年間排出量 (t/年)	22,802	22,270	22,052	21,360	21,709	21,256	20,672	20,590	20,449	20,035
し尿量	3,289	3,229	3,160	3,026	3,146	2,885	2,730	2,363	2,024	1,893
浄化槽汚泥量	19,513	19,041	18,892	18,334	18,563	18,371	17,942	18,227	18,425	18,142
平均排出量 (t/日)	62.5	61.0	60.4	58.5	59.5	58.2	56.6	56.4	56.0	54.9
し尿量	9.0	8.9	8.7	8.3	8.6	7.9	7.5	6.5	5.6	5.2
浄化槽汚泥量	53.5	52.2	51.8	50.2	50.9	50.3	49.2	49.9	50.5	49.7
浄化槽汚泥 混入率	85.6%	85.5%	85.7%	85.8%	85.5%	86.4%	86.8%	88.5%	90.1%	90.6%

4 収集運搬

1) 収集運搬方法

し尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者により収集運搬を行います。

2) し尿処理手数料

本市のし尿処理手数料を表 3.1-5 に示します。

表 3.1-5 し尿処理手数料

区分		手数料	備考
定額制	普通便槽	世帯割	汲取り回数は月2回を原則
		人員割	
	無臭便槽	世帯割	
		人員割	

5 処理・処分

1) し尿処理施設の概要

2017年（平成29年）3月、新たに汚泥再生処理センターが完成し、し尿・浄化槽汚泥等の処理を開始しました。

汚泥再生処理センターに搬入されたし尿・浄化槽汚泥等は遠心脱水機※によって、脱水汚泥と汚水に分離されます。分離された脱水汚泥は、隣接するごみ焼却施設で助燃剤として利用しています。汚水については、基準を満たすよう水道水・雨水を使い希釈し、公共下水道へ放流しています。表 3.1-6 に施設概要を示します。

表 3.1-6 し尿処理施設の概要

施設名称	春日部市汚泥再生処理センター
所在地	春日部市豊野町三丁目6番地
処理対象	し尿、浄化槽汚泥、学校給食センター生ごみ処理汚泥
処理方式	下水道放流固液分離方式
処理能力	69 kℓ/日
竣工年月	2017年（平成29年）2月

2) 処理実績

汚泥再生処理センターでは、春日部市区域内から搬入されるし尿、浄化槽汚泥及び市内の学校給食センターから排出される生ごみ処理汚泥の処理を行っています。

2017年度（平成29年度）の処理実績は21,794.82kℓです。

3) 汚泥等の処分

汚泥再生処理センターから発生する脱水汚泥は、隣接するごみ焼却施設で助燃剤として利用され、焼却残さは民間の処理施設に委託し再生利用及び埋め立て処分しています。

6 前計画の検証と課題の整理

1) 前計画の検証

前生活排水処理基本計画の目標と実績の比較と検証を表 3.1-7 に示します。

表 3.1-7 前計画の検証

区 分	目標値 2026 年度	計画値 2016 年度 (平成 28 年度)	実績値 2016 年度 (平成 28 年度)	評 価
生活排水 処理率	100%	93%以上	93.5%	公共下水道接続人口が増えたことにより、2016 年度（平成 28 年度）時点で目標値を達成している。

○：目標は達成 △：目標達成に向けて施策を実施中 ×：施策の進捗が見られず、見直しが必要

2) 課題の整理

(1) 生活排水処理率の向上

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> 本市の公共下水道計画は行政面積の 69.7%にあたる 4,598ha が全体計画です。2020 年度末の事業認可区域は 2,288.5ha であり、2016 年度（平成 28 年度）末の供用開始面積は 2,191.0ha で事業認可区域の 95.7%となっています。 浄化槽整備区域については、単独処理浄化槽及び汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 生活排水による水質汚濁についての啓発を行い、市民の意識を向上させる必要があります。 ☆ 公共下水道を計画的に整備する必要があります。 ☆ 単独処理浄化槽及び汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を継続して推進する必要があります。

(2) し尿処理施設の適正な管理

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年に新たに汚泥再生処理センターが完成しました。 公共下水道の普及による処理量の減少や浄化槽汚泥混入率の上昇等による性状の変化などに対応しています。 新しい施設になったことにより処理規模が 85kℓ/日から 69kℓ/日に減少しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 環境負荷を低減するため、し尿等の処理に使用する、水、薬品を適正化する必要があります。 ☆ 脱水汚泥を助燃剤として再生利用するため、含水率を 70%以下とする必要があります。 ☆ 公共下水道への負荷を低減するため放流水質を安定化させる必要があります。

第2章 基本方針

1 基本理念

本市は、南北に流れる大落古利根川や中川をはじめ、多くの河川や水路があります。これらの公共用水域の水質汚濁は、工場排水や生活排水が原因とされ、工場排水については法的規制により改善が図られてきているところです。また、生活排水については下水道の整備及び維持管理体制を推進するとともに、し尿だけでなく生活雑排水も処理する合併処理浄化槽の設置により改善を図っているところです。

しかし、依然として生活雑排水を処理せず公共用水域に放流する単独処理浄化槽及び汲取り便槽を利用している世帯があるため、継続して公共下水道の整備及び接続の促進や浄化槽整備区域における既存単独処理浄化槽や汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を進め、生活排水を適切に処理し、公共用水域への負荷の低減を図っていくことが必要です。

以上により、本計画の目指すべき姿を次のように定め、実現に向けて生活排水問題に取り組みます。

清らかな水が流れる水辺のあるまち

2 基本方針

基本理念をうけ、以下の3つを基本方針とします。

1 公共下水道の推進

市街化区域を優先し、公共下水道の整備を推進します。

2 合併処理浄化槽への転換の促進

浄化槽整備区域内の既存単独処理浄化槽及び汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

3 汚泥再生処理センターの適正な管理

施設の適正な管理を行い、含水率の確保、薬品・水道使用量の最適化、放流水質の安定化を図ります。

3 数値目標

数値目標としては生活排水処理率を定めることとし、今後の公共下水道の整備計画や浄化槽区域における既存単独処理浄化槽や汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換の促進計画を勘案して表 3.2-1 のように定めるものとします。

2028 年度の目標は、埼玉県生活排水処理施設整備構想で 2025 年度に生活排水処理率 100%を目指すとなっており、春日部市においても公共下水道整備及び単独処理浄化槽及び汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を図り、100%を目指します。

表 3.2-1 生活排水処理に関する数値目標

項 目	2016 年度 (平成 28 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)
生活排水処理率	93.5%	98.5%以上	100%

4 公共下水道等の将来計画

1) 公共下水道による水洗化人口

公共下水道による水洗化人口の将来計画を表 3.2-2 に示します。

表 3.2-2 水洗化人口の将来計画

区 分	実績	計 画	
	2016年度 (平成28年度)	2023年度 (令和5年度)	2028年度 (令和10年度)
処理区域内人口	207,795	220,103	214,090
水洗化人口	196,288	205,469	205,469
水洗化率	94.5	93.4	96.0

※1：2018年度（平成30年度）から2028年度の処理区域内人口は、2017年度（平成29年度）までの処理区域内人口を基に推計した。

※2：水洗化率＝水洗化人口÷処理区域内人口

2) 合併処理浄化槽人口

合併処理浄化槽人口については、公共下水道整備による減少と浄化槽整備区域における単独処理浄化槽及び汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換による増加を考慮して予測します。

5 処理形態別人口の予測

処理形態別人口の予測を表 3.2-3、図 3.2-1 に示します。

表 3.2-3 処理形態別人口の予測

区 分	実績	予測	
	2016年度 (平成28年度)	2023年度 (令和5年度)	2028年度 (令和10年度)
1.計画処理区域内人口(行政人口)	236,086	230,325	225,061
2.水洗化・生活雑排水処理人口	220,740	226,854	225,061
(1)公共下水道接続人口	196,288	205,469	204,580
(2)合併処理浄化槽人口	24,452	21,385	20,481
3.水洗化・生活雑排水未処理人口	15,346	3,471	0
(1)単独処理浄化槽人口	13,644	3,075	0
(2)し尿汲取人口	1,702	396	0
汚水衛生処理率	93.5%	98.5%	100.0%

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

図 3.2-1 処理形態別人口の予測



6 し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測

1) 1人1日当たりし尿及び浄化槽汚泥排出量

表 3.2-4 に1人1日当たりし尿及び浄化槽汚泥排出量の計画値の設定を示します。計画値は、2014年度（平成26年度）から2016年度（平成28年度）の過去3年間の平均値に基づき設定しました。

表 3.2-4 1人1日当たりし尿及び浄化槽汚泥排出量の計画値の設定

区分	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	平均値	計画値
1人1日当たりのし尿排出量(ℓ/人日)	4.26	4.60	4.87	4.58	4.58
1人1日当たりの浄化槽汚泥排出量(ℓ/人日)	1.27	1.28	1.32	1.29	1.29

春日部市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度中間見直し版）

2) し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測

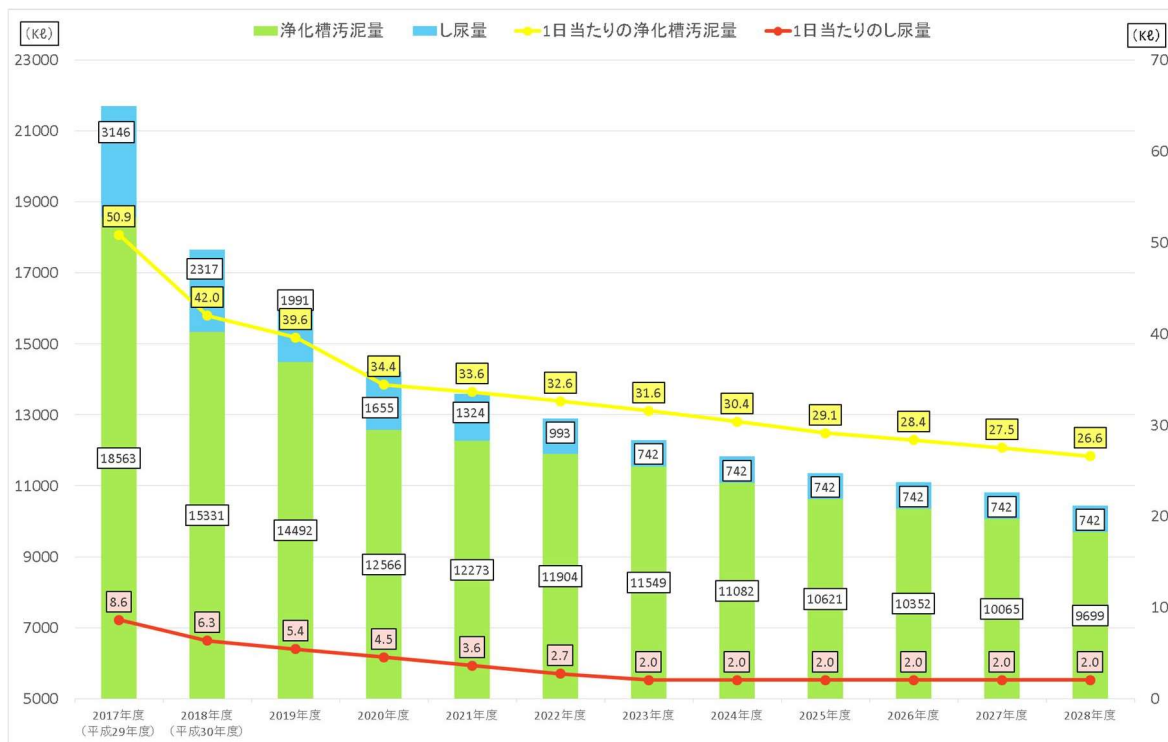
し尿及び浄化槽汚泥排出量は、処理形態別人口の非水洗化人口（汲取り便槽）及び浄化槽人口（合併処理浄化槽人口と単独処理浄化槽人口の合計）に各々1人1日当たりのし尿排出量と浄化槽汚泥排出量の計画値を乗じることにより求めます。

表 3.2-5 及び図 3.2-2 にし尿及び浄化槽汚泥排出量の予測を示します。

表 3.2-5 し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測

区 分	実 績	予 測	
	2016年度 (平成28年度)	2023年度 (令和5年度)	2028年度 (令和10年度)
年間排出量(kℓ/年)	21,360	12,291	10,441
し尿量	3,026	742	742
浄化槽汚泥量	18,334	11,549	9,699
平均排出量(kℓ/日)	58.52	33.58	28.61
し尿量	8.29	2.03	2.03
浄化槽汚泥量	50.23	31.55	26.57
浄化槽汚泥混入率 (%)	85.8	94.0	92.9

図 3.2-2 し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測



第3章 実現のための施策

1 生活排水処理の主体

生活排水処理施設の種類の処理主体を表 3.3-1 に示します。

表 3.3-1 処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	管渠：春日部市 終末処理場：埼玉県
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人・事業者等
単独処理浄化槽	し尿	
汲取り便槽	し尿	春日部市、 個人・事業者等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	春日部市

2 公共下水道の推進

公共下水道の施策と内容を表 3.3-2 に示します。

表 3.3-2 施策と内容

施策	内容
① 公共下水道の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道未整備地区の整備を計画的に推進し、市街化区域内の早期完成を図ります。 土地区画整理事業や街路事業の進捗に合わせ、公共下水道の整備を進めます
② 水洗化率の向上	<ul style="list-style-type: none"> 未接続世帯への接続に対する意識の向上を図るため、水洗化啓発活動を積極的に行い水洗化率の向上に努めます。

3 合併処理浄化槽の設置の促進

1) 収集運搬計画

合併処理浄化槽の収集運搬についての施策と内容を表 3.3-3 に示します。

表 3.3-3 施策と内容

施 策	内 容
① し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬	<ul style="list-style-type: none"> し尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者により収集運搬を行います。

2) 合併処理浄化槽の設置

合併処理浄化槽の設置についての施策と内容を表 3.3-4 に示します。

表 3.3-4 施策と内容

施 策	内 容
① 合併処理浄化槽設置の支援と啓発強化	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽処理促進区域として定めた区域内における既存単独処理浄化槽及び汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、設置者への財政的支援と転換促進の啓発を図ります。 浄化槽設置後の適正な維持管理を促進するため、啓発を行います。

4 し尿処理施設の適正な管理

し尿処理施設の適正な管理についての施策と内容を表 3.3-5 に示します。

表 3.3-5 施策と内容

施 策	内 容
① し尿処理施設の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> 施設の運転記録や放流水質の分析結果をもとに、適正な機器の運転、水道・薬品の使用量の調整をおこない、含水率の確保、放流水質の安定化を図ります。

5 市民・事業者の主な取組

市民・事業者の主な取組を表 3.3-6 に示します。

表 3.3-6 主な取組（第2次春日部市環境基本計画から抜粋）

施 策	内 容
市民・事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食器洗いはあらかじめ汚れを拭き取って、適量の洗剤で洗います。 ・ 調理くず、食べ物の残り、廃食油は排水口に流しません。 ・ 洗濯は、洗剤の種類と使い方を確認して適切な水量で行います。 ・ 公共下水道や合併処理浄化槽への切り替え工事を速やかに行います。 ・ 浄化槽は、適正な維持管理を行います。

用語集

《あ行》

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。家庭から出る家庭系ごみと事業所から出る事業系ごみがある。

一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理基本計画を推進するため、ごみ排出量の見込み、収集運搬から処理・処分、資源化の方法を年度ごとに定めた計画。

エコ・クッキング

買い物、料理、片づけの一連の流れを通して、環境を大切に作る食生活を考え、行動すること。

遠心脱水機

処理場に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥を、遠心力を利用し、固体と液体に分離する装置。

《か行》

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を合わせて処理できる浄化槽のこと。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

家電リサイクル法

正式名称は、「特定家庭用機器再商品

化法」で、一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

環境美化活動

住民が自発的に行う道路や公園等の公共施設の除草や散乱ごみの収集活動。

汲取り便槽

落下式の便槽。トイレからの糞尿を便槽に貯留し、定期的に汲み取る必要がある。生活雑排水は処理されないまま、公共用水域へ排水される。

クリーンかすかべ推進員

市と地域の住民をつなぐ、ごみ処理に関するリーダー的存在のこと。地区長、自治会長等からの推薦を受け、市長が委嘱している。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格や機能、品質だけでなく、その商品やサービスの環境に対する影響について配慮し、環境への負担の少ないものを優先的に選択し購入すること。

グリーン購入法

正式名称は、「国等による環境物品等の調達に関する法律」で、国や地方公共団体等が率先して環境物品等の調達を推進し、持続的発展が可能な社

会の構築の推進を目指す法律。

建設リサイクル法

正式名称は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、建設工事に伴って発生する大量のコンクリート塊や木材等を再資源化するための法律。

公共下水道

下水を処理するために地方公共団体が管理する下水道。

小型家電

家電製品の内、家電リサイクル法に定められた品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・乾燥機）を除いたパソコン、携帯電話、音響・映像機器、キッチン・生活家電製品等。

小型家電リサイクル法

正式名称は、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」で、小型家電を回収し、製品に含まれる希少金属（レアメタル）等を再利用するための法律。

《さ行》

サーマルリサイクル

ごみの焼却の際に発生する熱エネルギーを回収し、利用すること。この他、廃棄物を製品の原料としてリサイクルするマテリアルリサイクル（例：家電から金メダルを作る）、廃棄物を化学反応を用いてリサイクルするケミカルリサ

イクルがある（例：廃食用油からディーゼル燃料を作る）。

災害廃棄物

地震や台風等の災害により発生する廃棄物。土砂、倒木、倒壊家屋、片付けごみや避難所から発生する生活ごみ等がある。

最終処分場

廃棄物の内、再生利用が困難なものを埋め立て処分するための場所及び施設。

在宅医療廃棄物

自宅で医療処置を行った際に発生する廃棄物。輸液バッグ、注射針、チューブ、脱脂綿等がある。

雑紙（ざつがみ）

新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック以外の紙・板紙のこと。お菓子の箱や包装紙、封筒類等がある。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた 20 種類の廃棄物。燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等がある。

自動車リサイクル法

正式名称は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」で、使用済み自動車の部品等の再利用、再資源化を目的に車の所有者、自動車メーカー、関連事業者等の役割を定めた法律。

し尿

人が排せつする大・小便。

集じん灰

ごみを焼却処理した際に、焼却ガスとともに空中に巻き上がり、集じん装置で集められた細かい灰。飛灰（ひばい）とも呼ばれる。

集団資源回収

家庭ごみの中から再利用が可能な資源物を自治会や学校等の集団で回収すること。

主灰（しゅばい）

ごみを焼却処理した際の燃え殻。

循環型社会

資源を有効利用し、また、リサイクル等を行うことによって、持続可能で、環境への負荷が少ない社会。

浄化槽

微生物の働きによって生活排水の汚れを分解し、きれいな水に変えてから川などへ放流するための装置。下水道が整備されていない地域では、生活排水を処理するために浄化槽の設置が法律で義務付けられている。

浄化槽汚泥

浄化槽が排水を処理する過程で出る堆積物等。

焼却残さ

ごみを焼却処理した際に残るもので、燃え殻の主灰と集じん装置で集められる集じん灰に分けられる。

食品リサイクル法

正式名称は、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で、食品の売れ残りや食べ残し、製造過程で発生する食品廃棄物について、発生抑制と減量化により処分量を減少させるとともに、飼料や肥料の原材料としての再生利用を促進するための法律。

食品ロス

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品。

食品ロス削減推進法

正式名称は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」で、食品ロスの削減に関し国、地方公共団体等の責務を明示し、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律。

助燃剤

ごみの焼却を助けるもののこと。

生活排水

人の生活により排出される水。台所や風呂、洗濯等により排出される生活雑排水と、トイレから排出されるし尿がある。

《た行》

単独処理浄化槽

トイレからの排水のみを処理する浄化槽。炊事、洗濯、入浴等の生活雑排水は浄化槽に接続しておらず、処理されないうまま、公共用水域へ排水される。

厨芥類（ちゅうかいりい）

台所や厨房から出るごみ類。野菜くずなどの生ごみ。

中間処理

廃棄物の最終処分前に行われる様々な無害化、安定化、減容化処理。

《な行》

生ごみ処理容器

微生物や細菌の働き、または機械的な動作で、脱水、発酵又は分解することにより、たい肥化や減容化を目的として製造されたもの。

《は行》

廃棄物減量等計画書

春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の規定により事業用大規模建築物占有者及び多量排出事業者が毎年市に提出する。廃棄物の年間発生量や資源化の方法を記載した計画書。

廃棄物減量等推進員

市町村における一般廃棄物の減量化対策を実効あるものとするを目的として創設された制度で、市町村との密接な連携の下、地域に密着し、一般廃棄物の減量化、再生利用を促進していくためのボランティアリーダーとして役割を担う。本市では廃棄物減量等推進員をクリーンかすかべ推進員と称している。

発生抑制

廃棄物の発生自体を抑制すること。リデュースともいう。リユース、リサイクルに優先するものとされている。

ピックアップ回収

集積所に排出されたごみを収集し、その中から対象物を選別し回収する方法。その他の方法ではボックス回収（回収ボックスを設置し、対象物を回収する方法）等がある。

フードパントリー

ひとり親家庭や生活困窮世帯など、様々な理由で日々の食品や日用品の入手が困難な方に対して、企業や団体等からの提供を受け、個人を対象に地域で無料で配布する活動（場所）。

プラスチック資源循環促進法

正式名称は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」で、製品の設計から廃棄物の処理までの過程で「リデュース、リユース、リサイクル、リニューアブル」を推進し、循環型経済への移行を促進することを目的とした

法律。

ボール

ペットボトルを圧縮し、梱包したもの。
1つのボールは縦60cm×横60cm×
高60cmで約800本のペットボトルか
らできている。

《や行》

容器包装廃棄物

製品の包装に使用されている紙やプ
ラスチック製の容器。容器包装廃棄物は
ごみの重量の約2～3割、容積で約6割
を占めるとされている。

容器包装リサイクル法

正式名称は、「容器包装に係る分別収
集及び再商品化の促進等に関する法律」
で、容器包装廃棄物について、リサイク
ルの推進等により、廃棄物の減量化を
図るとともに、資源の有効利用を促進す
るための法律。

《ら行》

流域下水道

下水道の一種。市が管理する下水の排
水を集めて処理するために、複数の市町
村の区域にわたるものであり、かつ、終
末処理場を有するもの。

春日部市一般廃棄物処理基本計画

(令和5年度中間見直し版)

発行年月日：2024年3月

発行：春日部市 環境経済部 環境政策課

執務室所在地：春日部市中央七丁目2番地1

春日部市役所第二庁舎3階

TEL 048-736-1111 (代表)

Fax 048-733-3826

E-Mail kankyo@city.kasukabe.lg.jp

URL <http://www.city.kasukabe.lg.jp>